

清須市地域防災計画

－ 2 災害予防計画－

(風水害等災害・地震災害)

2 災害予防計画

■あらし

全体として、18の章から構成される。

第1章では、市民・職員の災害時の行動力強化の観点から、行政機関職員及び市民が混乱した状況に際しても、自らの生命を守り、地域やボランティアと連携を図りながら災害の軽減に取り組むという観点から「防災基礎体力の向上」について必要な対策を記載している。

第2章～第6章では、水害や事故災害、地震災害の特性に即して災害による被害の発生を未然に防ぐとともに、その人的・物的被害及び機能被害を最小限に軽減するための予防施策について記載している。

第7章では、災害発生時における救援・消火活動等を円滑に実施するための、防災施設及び災害対策資機材の事前整備について示している。

第8章及び第9章では、市民の命を守るための「避難指示」や「避難所等の確保」、「要配慮者の安全環境整備」等について示している。

第10章では、大規模な災害が発生した場合に近隣自治体と力を合わせて速やかに災害応急活動ができるようあらかじめ協定を締結しておく必要性等について示している。

第11章では、非常時に際して、応急・復旧の各施策・計画を実行する主体となる行政、関係機関・団体等及び市民の連携による「応急活動防災体制の整備・強化」について示している。

第12章～第15章では、災害発生時の迅速で適切な「安全避難の確保と救援救護対策を実施するための環境を整備する」観点から必要な「給水体制」や「備蓄体制」の整備、「救援・救護」体制の整備、「環境汚染防止及び廃棄物処理体制」の整備について示している。

第16章では、災害時に適切な対応ができるように防災訓練の実施や日ごろからの防災意識の向上を図るといった内容を示している。

第17章では、市における特性や過去の災害による教訓等を調査研究することにより、防災意識の向上を図るとともに今後の災害対策に反映させるといった内容を示している。

第18章では、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合に、市、県、防災関係機関等が連携協力して防災対応がとれるよう、情報収集・連絡体制の整備、住民への周知・呼びかけ、避難対策等を示している。

第1章 防災協働社会の形成推進

■基本方針

- 自然災害からの安全・安心を得るためには、行政による公助はもとより、市民一人ひとりの自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が大切であり、国の「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針」を踏まえ、社会の様々な主体が協働して災害被害の軽減に向けた防災活動を行う仕組みを構築していかなければならない。
- 大規模災害が発生した場合、被害を最小限に軽減し、災害の拡大を防止するには、平常時から市民等による自主防災組織を設けて、出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難等を組織的に実施することが重要である。
- 大規模かつ広域的な災害においては、公助による対応には限界があることから、被災地内でもできる限り助けを待つ「受援者」ではなく、自らの安全を確保した上で周囲を助ける「支援者」として協力する体制の構築に努める。
- 企業は、顧客・従業員の生命、財産を守るとともに、企業にとって中核となる事業を継続あるいは早期に復旧させるための事業継続計画（Business Continuity Plan：BCP）の策定に取り組む等、予防対策を進める必要がある。

第1節 防災協働社会の形成推進

1 市及び県（防災安全局、各局）における措置

(1) 地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り

市及び県は、「新しい公」という考え方を踏まえ、市民、事業者、自主防災組織等と一体となって、より幅広い連携による防災活動の推進や市民の防災意識の高揚を図るため、防災活動の継続的な取組を推進する枠組み作りに努めるとともに、あいち防災協働社会推進協議会が策定した「災害に強い地域づくりに向けた活動方針」に基づいた活動を実施する。

(2) 災害被害の軽減に向けた取組

市及び県は、様々な主体を通じた防災知識の普及啓発に努める。また、各主体（商工会・業者別団体・社会教育関係団体及び事業所）が連携して防災活動に参加できるよう配慮し、防災力の強化を図るとともに、家庭や事業所等における安全に対する備えの促進を図る。

(3) 愛知県地震防災推進条例に基づく推進

「愛知県地震防災推進条例」（平成16年4月1日施行）に基づき、市、県、市民、事業者、自主防災組織、ボランティア等がその責務や役割を認識し、一体となって取り組む防災協働社会の形成を目指す。

2 市民の基本的責務

- (1) 「自らの身の安全は自ら守る」が防災の基本であり、市民はその自覚を持ち、平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、災害の発生時には自らの身の安全を守るよう行動

しなければならない。

- (2) いっどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減するための備えをより一層充実する必要がある、その実践を促進するよう地域での働きかけ等に努める。
- (3) 災害時には、初期消火、近隣の負傷者、避難行動要支援者を助ける、緊急避難場所や避難所で自ら活動する、あるいは、市、県、公共機関等が実施する防災活動に協力する等、防災への寄与に努めなければならない。

3 市民及び事業者による地区内の防災活動の推進

- (1) 市民及び団体・事業所の相互協力体制の確立を図ることにより、地域・組織としての防災体制を整備・強化する。

また、市内の一定の地区内の市民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。

この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として清須市防災会議に提案する等、連携して防災活動を行う。

- (2) 市は、地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の市民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、この計画に地区防災計画を定める。

第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携

1 市及び県（防災安全局、関係局）における措置

- (1) 自主防災組織の推進

ア 自主防災組織の設置・育成

市及び県は、「自主防災組織設置推進要綱」（昭和49年愛知県防災会議決定）に基づき、地域住民、施設及び事業所等による自主防災組織の設置・育成に努める。

その際、女性の参画の促進に努める。

イ 自主防災組織等の環境整備

市及び県は、自主防災組織の育成・強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図る。また、研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織の日常化、訓練の実施を促す。

- (2) 防災ボランティア活動の支援

ア ボランティアコーディネーターの確保

行政、市民、自主防災組織等に対応困難な大規模災害が発生した場合に、ボランティアがその力を十分に発揮するため、ボランティアと被災地からの支援要請との調整役となるボランティアコーディネーター（以下、「コーディネーター」という。）の確保に努める。

イ 防災ボランティア活動の環境整備

2 災害予防計画

市及び県は、社会福祉協議会、日本赤十字社及びNPO・ボランティア等（以下「NPO・ボランティア関係団体等」という。）との連携を図り、災害時においてボランティアの活動が円滑に行われるよう活動環境の整備を図る。

(3) 連携体制の確保

日頃から地域の防災関係者間の連携を取ることが重要である。そのため、市及び県は、平常時から自主防災組織、NPO・ボランティア関係団体等との連携を進めるとともに、災害時には多様な分野のNPO等とも協力体制を確保できるよう連携体制の整備に努める。

2 市における措置

市は、自主防災組織がNPO・ボランティア関係団体等、消防団、企業、学校、防災ボランティア団体等防災関係団体同士と顔の見える密接な関係（ネットワーク）を構築することを推進するため、ネットワーク化を図る防災訓練に取り組む等、地域・組織としての防災力の整備・強化を以下のとおり総合的に進める。

- (1) 自主防災組織連絡会の開催
- (2) 災害時の活動マニュアルの整備
- (3) 自主防災組織リーダーの育成等による自主防災組織の結成促進・強化
- (4) コミュニティ活動の活性化等市民相互の協力による防災体制の強化
- (5) 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施

3 自主防災組織における措置

自主防災組織は、地域の実情に応じた防災計画に基づき、平常時、災害発生時において効果的に防災活動を実施するよう努める。

なお、自主防災組織については、効果的に防災活動を行えるように平常時、災害発生時における役割等を確認する。

また、大規模かつ広域的な災害においては、公助による対応には限界があることから、被災地内でもできる限り助けを待つ「受援者」ではなく、自らの安全を確保した上で周囲を助ける「支援者」として協力する体制の構築に努める。

- (1) 平常時の活動
 - ア 情報の収集伝達体制の確立
 - イ 防災知識の普及及び防災訓練の実施
 - ウ 火気使用設備器具等の点検
 - エ 防災用資器材等の備蓄及び管理
 - オ 地域内の要配慮者の把握
- (2) 警戒宣言発令時の活動
 - ア 市、消防機関等からの情報の伝達
 - イ 市民のとるべき措置の呼びかけ
 - ウ 高齢者や病人の安全確保
 - エ 発災に備えた防災用資機材等の点検、確保
- (3) 災害発生時の活動
 - ア 初期消火の実施

- イ 地域内の被害状況等の情報の収集
- ウ 救出・救護の実施及び協力
- エ 市民に対する避難命令の伝達
- オ 集団避難の実施
- カ 炊出しや救助物資の配分に対する協力

なお、自主防災組織が結成されていない地域については、町内会等が上記に準じた活動を実施するよう努める。

4 防災リーダーの養成とネットワーク化の推進

(1) 防災リーダーの養成

市及び県等は、地域防災の中心として情報の収集や伝達・発信を行える災害に対する知識や防災活動の技術を習得した地域の実践的リーダーの養成に努める。

(2) 防災リーダーのネットワーク化の推進

防災リーダーが各々の地域において自主防災活動を展開するのを支援するため、市は、防災リーダーの継続的な資質向上に努めるとともに、防災リーダーのネットワーク化を推進する。

また、防災リーダーが地域や企業等の自主防災活動等において円滑な活動ができるよう、県は啓発用資器材等を整備し、市は防災リーダーを積極的に活用する。

5 ボランティアの受入れ体制の整備及び協力・連絡体制の推進

(1) ボランティアの受入れ体制の整備

ア 市及び県は、あらかじめ平常時において定期的に次の(ア)から(ウ)等の災害発生時の対応や連絡体制について、NPO・ボランティア関係団体等との意見交換に努める。

(ア) ボランティアの受入れ体制の整備及び協力・連絡体制の推進として、ボランティアの受入れに必要な机、イス及び電話等の資器材を確保して、災害ボランティアセンターを設置する。

(イ) 災害時にコーディネーターを派遣することを協力するNPO・ボランティア関係団体（以下「協力団体」という。）にコーディネーターの派遣を要請する。

(ウ) 災害ボランティアセンターに派遣されたコーディネーターは、ボランティアを受け入れる。

イ 市及び県は、防災訓練等において協力団体の協力を得て、ボランティア支援本部の立ち上げ訓練を実施する。

(2) ボランティアコーディネーター養成講座の開催

市及び県は、NPO・ボランティア関係団体等と相互に連絡し、ボランティアとして被災地の支援をしたい者と支援を求める者との調整役となるコーディネーターの確保に努める。このため、市及び県等は、コーディネーターの養成に努めるとともに、養成したコーディネーターに対し、コーディネートの知識・技術の向上を図るためのフォローアップ研修等を実施する。

なお、市は、養成したコーディネーターに県が実施するフォローアップ講座等を受講させる。

2 災害予防計画

(3) NPO・ボランティア関係団体等との連携

市及び県は、災害時におけるボランティアの円滑な受入れ及びボランティアの効果的な活動を担保するため、平常時からNPO・ボランティア関係団体等と連携して、受援体制の構築・強化を図る。

県は、災害時にNPO・ボランティア関係団体等が効果的・効率的に活動するために開催される情報共有会議が円滑に運営できるよう、平常時から、「ボランティアの受入体制の整備とネットワーク化の推進等に関する協定」を締結した団体を構成員とした「防災のための愛知県ボランティア連絡会」及び多様な民間支援団体・組織等と一層の相互協力・連絡体制を推進する。

市においても、地域での連絡会の設置・協定の締結等により、NPO・ボランティア関係団体等との連携に努める。

(4) 防災ボランティア活動の普及・啓発

市及び県は、ボランティア活動に対する意識を高めるとともに、災害時にボランティア活動を行いやすい環境づくりを進めるために、普及・啓発活動を行う。

特に、「防災とボランティアの日」及び「防災とボランティア週間」においては、防災ボランティアフェアの開催等の広報・啓発活動に努める。また、若年層の活動がとりわけ期待されていることから、教育委員会や学校等と連携し、学生等が日常生活で災害について学ぶ機会を充実させる。

第3節 企業防災の促進

1 企業における措置

(1) 事業継続計画の策定・運用

企業は、災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施する等の事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関等、災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国及び地方公共団体が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

(2) 生命の安全確保

顧客及び自社、関連会社、派遣会社、協力会社等の役員・従業員の身体・生命の安全を確保する。また、事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要

不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

(3) 2次災害の防止

落下防止、火災の防止、薬液漏洩防止、危険区域の立入禁止等、自社拠点における2次災害防止のための安全対策の実施が必要である。

(4) 緊急地震速報受信装置等の活用

企業は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。

(5) 地域との共生と貢献

緊急時における企業・組織の対応として、自社の事業継続の観点からも、地域との連携が必要であることから、地元地域社会を大切にす意識を持ち、地域との共生に配慮するよう努める。

企業の社会貢献の例としては、義援金・物資の提供、帰宅困難者等への敷地や建物の一部開放、被災地域の災害救援業務を支援するために必要とされる技術者の派遣等がある。また、被災時に救護場所や避難場所となる可能性が高い施設を企業が有する場合、当該施設の自家発電・自家水源・代替燃料等を平常時から確保することが望ましい。

(6) 洪水、雨水出水想定区域内の地下等、要配慮者利用施設及び大規模工場等の所有者又は管理者における措置

「第2章 水害予防対策 第3節 浸水想定区域における対策」による。

2 市、県（経済産業局、防災安全局）及び商工団体等における措置

市、県及び商工団体等は、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、事業継続計画（BCP）等の策定を促進するための情報提供や相談体制の整備研修会等を通じての支援等により企業の防災力向上を図る。

また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行う。

(1) 事業継続計画（BCP）等の策定促進

ア 普及啓発活動

市、県及び商工団体等は、企業防災の重要性や事業継続計画（BCP）の必要性について積極的に啓発していく。また、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。

イ 情報の提供

企業が事業継続計画（BCP）を策定するためには想定リスクを考える必要があり、そのため、市及び県はそれぞれが策定している被害想定やハザードマップ等を積極的に公表する。

(2) 相談体制等の整備

市、県及び商工団体等は、企業が被災した場合に速やかに相談等に対応できるよう、相談窓口、相談体制等を検討するとともに、被災企業等の事業再開に関する各種支援についてあらかじめ整理しておく。また、市及び県は、あらかじめ商工団体等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に

努める。

第4節 個人としての防災基礎体力の整備・強化

1 市における措置

個人としての防災基礎体力の整備・強化を以下のとおり総合的に進める。

(1) 防災教育や防災広報、防災訓練等を通しての防災思想の普及

防災広報については、防災に関する一般的知識、気象情報等に関する知識、避難の方法及び場所、災害危険箇所、過去の災害事例、平常時及び災害発生時の心得、自主防災組織の意義等、防災思想の普及を図る。

(2) 市民一人ひとりの防災基礎体力の向上

(3) 職員一人ひとりの防災基礎体力の向上

(4) 重機類操作の有資格者・無線通信士・応急危険度判定士・手話通訳者等、非常時に貴重な要員となることが期待されるスペシャリスト（専門家）の発掘・確保

第2章 水害予防対策

■基本方針

- 洪水等による災害を防止するため、河川維持修繕、河川改良等の改修事業を実施し、維持管理の強化と併せ、水系一貫した河川改修を推進する。
- 水災による被害の軽減を図るため、浸水想定区域の指定等、水防法等に基づく減災対策を推進する。
- 住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの提供に努める。
- 農地及び農業用施設の災害の発生を未然に防止し、農業生産の維持及び農業経営の安定を図り、併せて市域の保全を図る。

第1節 河川防災対策

1 市、中部地方整備局及び県（建設局）における措置

(1) 河川維持修繕

平常から河川を巡視して河川施設の状況を把握し、必要に応じ対策を実施するとともに、洪水に際して被害を最小限度に軽減するよう堤防の維持・補修、護岸、水制、根固工の修繕、堆積土砂の除去等を進める。

(2) 河川改修

一級河川の本川については、狭窄部の拡幅、堆積土砂の掘削、しゅんせつ、護岸、水制等を施工し、河積の拡大、河道の安定を図り、上流ダム群等により洪水調節を行う。一級河川の支川や二級河川についても同様に河道の整備を図り、河口部の堤防、水門等について改築を実施するほか、地盤沈下による治水機能の低下に対応して、排水機場設置等により低地河川としての整備も実施する。

(3) 総合治水対策

新川流域、境川流域等については、都市化の進展が著しく、従来どおりの治水施設の整備のみでは早急に治水安全度を向上させることが困難となっていることから、総合的な治水対策として、治水施設の整備を早急を実施するだけでなく、流域関係機関と連携して雨水貯留施設の整備や農地の保全等、流域が従来から有している保水・遊水機能の確保等に努める。

なお、東海豪雨等を契機に、平成18年に新川流域を特定都市河川浸水被害対策法に基づく特定都市河川流域に指定している。

本市においては、東海豪雨により家屋等に甚大な浸水被害が発生したため、同等の降雨によってもたらされる浸水被害を最小限に軽減することを目的に、災害に強いまちづくりの一環として、治水対策を以下のとおり総合的に進める。

ア 河川の常時点検及び河川改修

2 災害予防計画

県と協力して推進するとともにポンプ場・下水道の整備による流域全体の排水能力の向上を図る。

なお、排水ポンプ場施設については、氾濫、浸水時の機能確保のために必要な耐水対策を実施する。

イ 雨水流出抑制施策（流域調整池の設置、雨水の一時貯留施設の設置、雨水利用の推進等、地域としての保水・遊水機能の維持・増大）による河川や下水道への負荷軽減（流出抑制）

ウ 水防体制の充実・強化による水害発生時の地域としての被害軽減能力の向上

(4) 河川情報等の提供

中部地方整備局及び県は、水防活動を行う上で必要な雨量、河川水位観測局のデータや河川監視カメラの画像を市等水防関係機関へ提供するとともに、市民の自主避難や迅速かつ的確な避難態勢の確保を図るため、インターネットによる公開を行う。

また、市は、県から、雨量、河川水位等について、メールによる情報提供を受ける。

(5) 予想される水災の危険の周知等

市は、区域内に存する河川のうち洪水時の避難を確保することが特に必要と認められる河川について、過去の浸水状況等を把握することに努め、予想される水災の危険を住民等に周知させなければならない。

(6) 市民の自発的な行動の促進

市は、水害に直面した際に、市民が適切な行動を選択できるよう、市民目線の情報提供と市民の自発的な行動を育む地域協働型の取組を「みずから守るプログラム」として推進する。

(7) 水災害連携の連絡会・協議会

ア 洪水予報連絡会

県内の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして国又は県が指定した洪水予報河川について、国管理河川については中部地方整備局、气象台、関係市町村等と連携した洪水予報連絡会を開催し、水位等の観測通報に協力し、水害の軽減に努める。

イ 大規模氾濫減災協議会（水防災協議会）

水防法第15条の9及び10に基づく大規模氾濫減災協議会として、県及び国は県管理河川、国管理河川等を対象に水防災協議会を設立し、各圏域、流域の関係市町村、气象台等とともに氾濫特性、治水事業の現状等を踏まえて、円滑な避難水防活動、減災対策等のため連携して一体的に取り組む。

2 関連調整事項

(1) 水源から河口にいたる水系全流域について、重要水防箇所の実態を一貫して把握する。

また、維持修繕や改修計画の策定にあたっては、慢性的、持続的な破壊作用（ダムの堆砂、河床変動、天井川の形成と排水の不良化）等についても考慮する。

(2) 総合排水の見地から、都市の下水道事業、農地排水等、排水改良事業と調整するよう考慮する。

(3) 堤防及び附属施設の管理の徹底についても考慮する。

第2節 雨水出水対策

1 市における措置

(1) 公共下水道事業

生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を図るとともに、市街地における雨水排除を図るため、ポンプ場、下水管渠の新設又は改修を行い、予想される被害の未然防止に努める。

また、必要に応じて調節池等を設ける。排水ポンプ場施設の新設、改修にあたっては、氾濫、浸水時の機能確保のために必要な耐水対策をとる。

(2) 都市下水路事業

都市化に伴い浸水被害が発生しやすい市街地に、ポンプ場、下水路の改修等を行い、被害を未然に防止する。

また、必要に応じて調節池等を設ける。排水ポンプ場施設の改修等にあたっては、氾濫、浸水時の機能確保のために必要な耐水対策をとる。

2 関連調整事項

(1) 過去の浸水状況等を参考の上、慢性的排水不良地域の実態を十分調査把握しておく。

(2) 側溝、下水道、中小河川等は一体となり排水するので、計画、事業にあたり相互の調整を図るよう考慮する。

(3) 下水道管理者（市及び県（建設部））は、浸水被害対策区域において、民間の雨水貯留施設等の整備と連携して浸水被害の軽減を推進する。

(4) 地盤沈下地帯では排水不良化の傾向が顕著であるので、地盤沈下対策との調整を図るとともに、排水機等を完備するよう考慮する。

(5) 排水機場の運転管理者は、排水機の運転及び停止に関し、河川水位を基準として操作規則を定める。

第3節 浸水想定区域における対策

1 洪水浸水想定区域の指定

(1) 区域の指定

中部地方整備局及び県は、水防法に基づき、洪水予報を実施する河川又は特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する河川として指定した河川について、想定し得る大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する。

(2) 市への情報提供

市は、中部地方整備局及び県より、洪水浸水想定区域の指定を受けたとの情報提供を受けた場合は、洪水浸水想定等の情報提供を受け、市の洪水ハザードマップ（防災マップ）を作成する。また、市がマップを作成する際には、中部地方整備局及び県から、支援を受けることができる。

さらに、市は「洪水ハザードマップ（防災マップ）の作成及び周知」により、洪水浸水

2 災害予防計画

場所、浸水水位の想定を行い、地域住民に周知を図る。

- 洪水予報を行う河川（清須市該当河川）

国土交通大臣指定	庄内川
愛知県知事指定	新川

- 水位情報を周知する河川（清須市該当河川）

愛知県知事指定	五条川
---------	-----

2 雨水出水浸水想定区域の指定

(1) 区域の指定

市又は県は、水防法に基づき、雨水出水特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する公共下水道等の排水施設等として指定した排水施設等について、想定し得る大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する。

(2) 市への情報提供

市は、県が、雨水出水浸水想定区域を指定したときには、雨水出水浸水想定等の情報提供を県から受ける。また、市が雨水出水ハザードマップ（防災マップ）を作成する際には、県から支援を受けることができる。

さらに、市は「雨水出水ハザードマップ（防災マップ）の作成及び周知」により、雨水出水浸水想定場所、水深、浸水継続時間の想定を行い、地域住民に周知を図る。

3 浸水想定区域における措置

(1) 浸水想定区域内の施設等の公表

市は、浸水想定区域内に以下の施設を含むときは、これらの施設名称及び所在地について、市民への周知を図る。

ア 地下等※でその利用者の洪水時又は雨水出水時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの。

※地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であって、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。）

イ 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの。

ウ 大規模な工場その他の施設であって国土交通省令で定める基準を参酌して市の条例で定める用途及び規模に該当するものでその洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの。

(2) ハザードマップ（防災マップ）の配布

市は、洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時又は雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について市民、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ（防災マップ））の配布その他の必要な措置を講ずる。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努める。

また、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮した上でとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう、周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。

(3) 市長の指示等

市長は、地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設が作成する避難確保に関する計画について、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して必要な指示をすることができ、また、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

4 地下等の所有者又は管理者における措置

浸水想定区域内の地下空間で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについては、その所有者又は管理者は、次の措置をとらなければならない。

(1) 計画の策定

単独で又は共同して、当該地下等の利用者の洪水時又は雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時又は雨水出水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成、公表。

(2) 訓練の実施

地下等の利用者の洪水時又は雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止のための訓練の実施。

(3) 自衛水防組織の設置

地下等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時又は雨水出水時の浸水の防止を目的とした自衛水防組織の設置及び市への設置の報告。

5 要配慮者利用施設の所有者又は管理者における措置

浸水想定区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、次の（1）、（2）をしなければならない、又は（3）のとおり努めなければならない。

(1) 計画の作成

要配慮者利用施設の利用者の洪水時又は雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図

2 災害予防計画

るために必要な訓練その他の措置に関する具体的計画の作成及び市への報告。

(2) 訓練の実施

要配慮者利用施設の利用者の洪水時又は雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練の実施。

(3) 自衛水防組織の設置

要配慮者利用施設の利用者の洪水時又は雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保を目的とした自衛水防組織の設置及び市への報告。

6 大規模工場等の所有者又は管理者における措置

浸水想定区域内の大規模工場等の所有者又は管理者は、次の措置をとるよう努める。

(1) 計画の策定

大規模工場等の洪水時又は雨水出水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成。

(2) 訓練の実施

大規模工場等の洪水時又は雨水出水時の浸水の防止のための訓練の実施。

(3) 自衛水防組織の設置

大規模工場等の洪水時又は雨水出水時の浸水の防止を目的とした自衛水防組織の設置及び市への報告。

第4節 地下空間の浸水対策

1 市、地下空間の所有者・管理者・占有者及び県（建設局）における措置

(1) 地下空間の実態調査の実施

ビル地下室や地下、道路アンダーパス等の地下施設（以下、「地下空間」という。）の豪雨や洪水による浸水等の被害の発生及び拡大を未然に防止するための対策を進める。

地下空間の災害が発生した場合における人的、物的被害を最小限に軽減する諸対策樹立の基礎資料とするため、各機関の立場から実態調査を実施し、相互に情報交換を実施する。

(2) 地下空間での豪雨及び洪水に対する危険性の事前の周知、啓発

市、地下空間の所有者等は、豪雨及び洪水時における地下空間への水の急激な流入、水圧によるドアの開閉障害等の危険性について、周知、啓発を図る。

2 市及び県（建設局）における措置

(1) 浸水防止施設設置の促進

市及び県は、地下空間の浸水防止施設の設置を推進するため、施設等の具体的事例等、必要な情報を地下空間の浸水防止施設の設置する民間事業者等に提供する。

(2) 浸水対策事業の集中的実施

市は、地下空間利用が高度に発展し、災害が発生するおそれのある地区においては、雨水対策下水道事業及び河川事業等の対策を県と連携して重点的に実施する。

第5節 農地防災対策

1 市、東海農政局、県（農林基盤局）及び土地改良区における措置

(1) 湛水防除事業

流域の開発等立地条件の変化から湛水被害のおそれのある地域において、これを防止するために排水機、排水路等を新設又は改修する。

(2) 老朽ため池等整備事業

農業用のため池の決壊による災害を未然に防止するため、堤体補強及び洪水吐、その他附帯施設を改修する。

(3) 用排水施設整備事業

農業用施設の脆弱化等による災害を未然に防止するため、水路等を改修する。

(4) 防災ダム事業

洪水による農地及び農業用施設等の被害を防止するため、洪水調節機能の賦与・増進のための農業用ため池を改修する。

2 関連調整事項

(1) ため池等の被災は農地・農業用施設のみならず公共施設・住宅等に多大な影響を及ぼすことから、堤体、洪水吐等の現状を十分把握するとともに脆弱性が確認された場合は、改修工事等必要な対策を実施する。また、防災重点ため池（決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池）について、耐震化等を推進するとともにハザードマップの作成支援などを行い、適切な情報提供を図る。

(2) 農地防災・河川改修事業相互間の連絡調整をするよう考慮する。

第3章 液状化の予防対策

■基本方針

- 液状化（クイック・サンド現象）危険地域における防災対策として、住宅等の高層化によりオープンスペースを確保するとともに、支持杭の使用を奨励し、建築物の耐震性を強化する。
- 地震災害については、予防的見地から、造成地、埋立地、軟弱地盤、活断層等を十分考慮の上、土地利用の適正な規制、指導を行う。
- 市は、県から地盤沈下地域の情報提供を受けるとともに、この計画に県の防災上の危険区域の指定状況を反映させる等、県との連携を強めて必要な防災対策を積極的に実施する。

第1節 土地利用の適正誘導

1 市及び県（関係局）における措置

液状化による被害の予防対策としては、基本的には、土地基本法の基本理念を踏まえ、国土利用計画法に基づく国土利用計画、土地利用基本計画、さらに都市計画法を始めとする各種個別法令等により、適正かつ安全な土地利用への誘導規制を図る。

同時に、地盤地質を始め自然条件の実態を把握する自然環境に関するアセスメントを実施することによって、地震に伴う地盤に係る災害の予防を検討する。

第2節 液状化対策の推進

1 市及び県（防災安全局、建設局）における措置

(1) 液状化危険度の周知

市及び県は、あらかじめ液状化の可能性を予測した液状化マップを作成して、市民や建築物の施工主等に周知を図る。

また、市は、主要幹線道路、河川堤防、橋梁等土木構造物、ライフライン施設及び市施設・防災機関・医療機関その他防災拠点施設となる建築物に関する液状化対策の推進を図る。

なお、県は、地震時に砂地盤が液状化し、構造物に被害を及ぼすことが、昭和39年の新潟地震を契機に問題となったため、昭和53年度・昭和54年度に県内の「沖積層の分布と液状化危険度調査」を実施するとともに、昭和55年度・昭和56年度には「愛知県の地質・地盤」を取りまとめ、液状化対策を始めとする各種地震対策の基礎資料として県民に公表している。

また、平成23年度から25年度に行った東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査の中で、250mメッシュ単位における液状化の危険度判定を実施し、県民、市町村を始め各

防災関係機関に公表した。

市は、地盤の災害予防対策を以下のとおり総合的に進める。

(2) 建築物における対策工法の普及

液状化現象は、地盤条件により発生の危険性が大きく異なるため、個々の地盤に対応した適切な対策工法の普及を行う。

第3節 宅地造成の規制誘導

1 市及び県（関係局）における措置

(1) 宅地危険箇所の防災パトロール

県は、災害防止パトロールを始め、通常のパトロールを通じて違法な宅地造成や、危険な宅地について指導監督を強めて、宅地の安全確保に努める。

市は、県の取組について協力する。

(2) その他の措置

市は、公共土木構造物及び防災拠点施設及びその他建築物の2つについて、地盤の災害予防対策として、降雨等災害での被災宅地による2次災害予防となる愛知県建築物地震対策推進協議会による取組を進める。

第4節 被災宅地危険度判定の体制整備

1 市及び県（建築局）における措置

(1) 被災宅地危険度判定士の養成・登録

市は、愛知県建築物地震対策推進協議会に設置された震後対策部会被災宅地危険度判定分科会により、県と協力して土木・建築技術者を対象に判定士養成講習会を開催し、判定士の養成・登録に努める。

(2) 相互支援体制の整備

市及び県は、地域の相互支援体制を充実し、広域的な災害に対し円滑な活動を行うため、愛知県建築物地震対策推進協議会の活動の一つとしてその体制整備を図る。

第4章 事故・火災等予防対策

■基本方針

- 関係機関において、事故・火災等に対する連絡体制の整備、必要資機材の備蓄、訓練等の予防対策を実施することにより、発災時における被害拡大防止を図る。
- 市及び県は、地震時における電気に起因する火災を防止するため、電力会社等とともに、感震ブレーカー等の普及や、自宅から避難する際にブレーカーを落とすことについて啓発を図る。

第1節 航空災害対策

1 市（西春日井広域事務組合）における措置

(1) 愛知県名古屋飛行場

「愛知県名古屋飛行場及びその周辺における消防活動に関する業務協定」に基づき、関係機関（西春日井広域事務組合、小牧市、春日井市及び名古屋市）は、消火薬剤等の資機材の整備に努めるとともに、県（名古屋空港事務所）と連携し、毎年1回総合消防訓練を実施する。

第2節 鉄道対策

1 鉄道事業者における措置

(1) ポスターの掲示、チラシ類の配布

鉄道事業者は、全国交通安全運動等の機会を捉えて、ポスターの掲示、チラシ類の配布等により事故防止に努める。

(2) 保安設備の点検

鉄道事業者は、保安設備の点検等の運行管理体制の充実に努める。

(3) 乗務員等に対する教育訓練体制の整備充実

鉄道事業者は、乗務員及び保安要員に対する教育訓練体制の整備充実に努める。

(4) 鉄道施設の防災構造化

鉄道事業者は、鉄道施設の防災構造化や安全施設等の整備に係る防災対策を実施する。

(5) 広報活動

鉄道事業者等は、踏切事故を防止するため広報活動に努める。

2 市（西春日井広域事務組合）、県（防災安全局）及び県警察における措置

市、県及び県警察は、大規模鉄道災害に対処できるように救急救助用資機材の整備に努める。

3 市（西春日井広域事務組合）、中部運輸局、県（防災安全局）及び県警察における措置

(1) 情報通信手段の確保及び運用・管理

市、中部運輸局、県及び県警察は、大規模鉄道災害時の情報通信手段について、平常時からその確保に努めるとともに、運用・管理及び整備等に努める。

(2) 防災体制の強化

市、中部運輸局、県及び県警察は、大規模鉄道災害を想定し、鉄道事業者と連携して防災体制の強化を図る。

第3節 道路災害対策

1 市、道路管理者（中部地方整備局、県（建設局）、中日本高速道路株式会社、愛知県道路公社、名古屋高速道路公社）における措置

(1) 道路パトロールカー等による道路構造物の定期点検

道路管理者は、道路パトロールカー等により道路構造物の定期的な点検を行い、事故防止に努める。

(2) 道路の防災対策

道路管理者は、道路の防災対策について、「第5章 第1節 交通関係施設対策」により実施する。

2 市（西春日井広域事務組合）、道路管理者及び県警察における措置

(1) 実践的な訓練の実施

道路管理者等は、大規模道路災害を想定し、関係機関と連携したより実践的な訓練の実施に努め、防災体制の強化を図る。

(2) 情報通信手段の確保及び運用・管理

道路管理者等は、大規模道路災害時の情報通信手段について、平常時からその確保に努めるとともに、運用・管理及び整備等に努める。

3 市、県（建設局、防災安全局）及び県警察における措置

(1) 救急救助用資機材の整備

市、県及び県警察は、大規模道路災害に対処できるように救急救助用資機材の整備に努める。

(2) 道路利用者等に対する情報伝達体制等の整備

県警察は、危険箇所等の発見及び点検に努め、大規模道路災害に発展するおそれのある事故等を認知した場合における関係機関との連絡体制及び道路利用者等への情報の伝達体制の整備を図る。

第4節 危険物及び毒物劇物等化学薬品類保安対策

1 市（西春日井広域事務組合）及び県（防災安全局、保健医療局）における措置

(1) 立入検査の強化及び屋外タンク等の実態把握調査

市（西春日井広域事務組合）及び県は、危険物等施設に対する保安法令の定めるところにより、立入検査の強化を図るとともに屋外タンク等の実態把握調査の実施を図る。

(2) 危険物施設管理者、保安監督者等に対する保安指導の強化

市及び県は、危険物施設管理者、保安監督者等に対する保安指導の強化を図るとともに、法令等の講習会等を実施する。

(3) 化学消防車等の整備、化学消防力の強化促進

(4) 関係機関と連携・協力した危険物・有毒物等の総合的対策

(5) 事業者との災害防止協定の締結

(6) その他随時発表される報告書・指針等をもとにした危険物・有毒物等対策のために必要な研究

2 危険物等施設の所有者・管理者・占有者における措置

(1) 事業所の自主点検体制の確立

ア 日常の点検事項及び点検方法等あらかじめ具体的に定めておく。

イ 自衛消防組織の編成を推進し、自主的な災害予防体制の確立を図る。

ウ 隣接する危険物等事業所の相互応援に関する協定を促進し、効率ある自衛消防力の確立を図る。

(2) 必要資機材の備蓄

事業所は、化学消火薬剤及び必要資機材の備蓄に努める。

(3) 安全性の確保

危険物等の貯蔵・取扱いを行う事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策に係る計画の作成等の実施に努める。

3 市、危険物等施設の所有者・管理者・占有者、危険物等輸送機関、中部近畿産業保安監督部及び県（防災安全局、保健医療局）における措置

防災関係機関及び関係企業は、それぞれ又は共同して災害防止技術及び防災用設備・資機材の研究開発に努める。

4 関係調整事項

防災関係機関は、それぞれの保安法令の定めるところにより、立入検査を実施するとともに、可能な限り相互に協力してこれを行い検査結果の交換に努める。

第5節 高圧ガス保安対策

1 中部近畿産業保安監督部、県（防災安全局）及び名古屋市における措置

中部近畿産業保安監督部、県（防災安全局）及び名古屋市は、高圧ガスによる災害の発生及び拡大を防止するため、保安意識の高揚、取締りの強化、自主保安体制の整備を重点に災害予防対策を推進する。

(1) 保安思想の啓発

- ア 高圧ガス保安法の周知徹底
- イ 各種の講習会、研修会の開催
- ウ 高圧ガスの取扱い指導
- エ 保安活動促進週間の実施

(2) 規制の強化

- ア 製造施設、貯蔵所又は消費場所等の保安検査及び立入検査の強化
- イ 各事業所における実情把握と各種保安指導の推進
- ウ 関係行政機関との緊密な連携

(3) 自主保安体制の整備

- ア 自主保安教育の実施
- イ 定期自主検査の実施と責任体制の確立
- ウ 地域防災協議会の育成

2 高圧ガス施設における措置

高圧ガス施設は、貯槽、反応塔等の過熱、爆発、延焼を防止するため、散水冷却装置、ウォーターカーテンの完備又はガス放出装置（不燃ガスの場合）の整備をしておく。

3 市、高圧ガス施設等の所有者・管理者・占有者、高圧ガス輸送機関、中部近畿産業保安監督部及び県（防災安全局）における措置

防災関係機関及び関係企業は、それぞれ共同して、災害防止技術及び防災用設備・資機材の研究開発に努める。

4 関連調整事項

防災関係機関は、それぞれの保安法令の定めるところにより、立入検査を実施するとともに、可能な限り相互に協力してこれを行い、検査結果の交換に努める。

第6節 火薬類保安対策

1 市（西春日井広域事務組合）における措置

市は、事業者との間で災害防止協定を締結し、立入調査や勧告等の必要な措置を行い、事故防止に努める。

2 災害予防計画

2 火薬類施設及び火薬類の所有者・管理者・占有者における措置

火薬類については、火薬庫から速やかに安全な場所に移転しうる体制を確保し、また、あらかじめ安全な一時保管所を定めておく。

3 市、火薬類施設及び火薬類の所有者・管理者・占有者、火薬類輸送機関、中部近畿産業保安監督部及び県（防災安全局）における措置

防災関係機関及び関係企業は、それぞれ共同して災害防止技術及び防災用設備・資機材の研究開発に努める。

4 関連調整事項

防災関係機関は、それぞれの保安法令の定めるところにより、立入検査を実施するとともに、可能な限り相互に協力してこれを行い、検査結果の交換に努める。

第7節 地下等の保安対策

1 市、地下等の所有者・管理者・占有者、ガス事業者、中部近畿産業保安監督部、県（防災安全局、建設局）及び県警察における措置

万一、地下等（地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）の災害が発生した場合における人的、物的被害を最小限に食い止めるための諸対策樹立の基礎資料とするため、各機関の立場から実態調査を実施し、相互に情報交換を実施する。

2 地下等の所有者・管理者・占有者における措置

(1) 防火避難施設の点検整備

ア 耐火構造、防火構造及び防火区画の点検整備

イ 内装等建築材料の不燃化及び内装制限

ウ 避難施設等（階段、通路、出入口、排煙設備、非常用の照明装置及び非常用の進入口）の点検整備

(2) 防火管理体制の強化及び消防用設備等の点検整備

ア 消防計画の整備充実

イ 自衛消防組織の整備充実

ウ 防火管理者、火元責任者等の防災に関する知識の向上

エ 共同防火管理体制の確立（統括防火管理者の選任者）

オ 消防用設備等、火気使用設備及び器具の点検整備

カ 工事中における従事者への監督強化と防災のための計画の協議

キ 非常用進入口の確保

ク 照明設備等の落下、倒壊の防止措置の徹底

ケ その他防災上必要な事項

(3) 非常用通信設備の整備充実施設内の非常通信設備及び消防機関への通報設備の整備充実

(4) 利用者に対する責務利用者に対し、平常時から非常出口、非常階段、避難設備の設置場

所等の広報に努めるとともに、非常時に利用者が効果的に避難できる情報及びその伝達方法の確立に努め、従業員に対して消防計画の周知徹底を図り、所要の訓練を行って、特に利用者の避難誘導體制に万全を期する。

3 市（西春日井広域事務組合）における措置

(1) 査察の強化

消防法に基づく査察を強化し、災害予防に万全を期する。

(2) ガス事業者との連携強化

ガス事業者との連絡通報体制、出勤体制及び現場における連携体制等を申合せ平常時から実施する。

(3) 消防施設の整備充実

地下等の災害に対処するため消防用設備等の整備、充実に努める。

4 ガス事業者における措置

安全型器機・遮断装置等の安全設備の普及促進を図る。特に、特定地下街等に対しては次の事項を行う。

(1) 燃焼器の設置された場所には、ガス漏れ警報設備（集中監視型）を設ける。

(2) 燃焼器は金属可とう管、両端に迅速継手の付いたゴム管又は強化ガスホースでガス栓と接続する。

(3) 管理室から遠隔操作できる緊急ガス遮断装置を設置する。

(4) 導管は、1年に1回以上漏洩検査を実施するほか、1年に1回以上安全使用を周知する。

5 関係調整事項

(1) 地下等における災害を想定し、管理者、消防機関、警察等の協力を得て地下ごとに防災訓練を実施する。

(2) 防災関係機関及び関係企業等は、それぞれ又は共同して、災害防止技術及び消防用設備・資機材の研究開発に努める。

(3) 防災関係機関は、それぞれの保安法令の定めるところにより、立入検査を徹底的に実施するとともに、可能な限り相互に協力してこれを行い、検査結果の交換に努める。

第5章 建築物等の安全化

■基本方針

- 現在、建築物の構造上の安全性は、建築基準法を基盤に日本建築学会等の技術基準によってかなり高い水準が確保されているが、防災上重要な建物となる公共施設は、より強い地震を想定して、一層耐震性を強化して崩壊防止に努める必要がある。
- 地震発生時の避難、救護、応急対策活動の本拠となる建築物の耐震性の強化を図るとともに、その他の公共建築物についても耐震性の確保を図らなければならない。
- 大規模かつ広域的な災害時に発生する膨大な業務量（救出・救助活動等の初動対応、道路啓開、がれき処理等の復旧活動、被災者の生活再建支援業務等）を軽減するためにも、住宅等を含めた建築物の耐震化・不燃化を一層推進するとともに、非構造部材の転倒・落下防止対策を推進する。
- 交通・ライフライン関係施設等は、市民の日常生活及び社会・経済活動上、欠くことのできないものであり、地震発生後の災害復旧の根幹となるべき使命を担っているため、事前の予防措置を日頃から講じておくことが重要かつ有効である。

第1節 交通関係施設対策

1 道路

【風水害等】

市、中部地方整備局、県、中日本高速道路株式会社、愛知県道路公社、名古屋高速道路公社及び道路占有者は、次の対策を実施又は推進する。

(1) 道路の交通機能の拡充及び防災構造化

国道、県道等幹線道路の交通機能の拡充に努めるとともに、被災した場合に交通の難所となるおそれ大きい橋梁等交通施設の防災構造化を推進する。

また、道路の冠水による事故を未然に防止するため、道路情報表示板等必要な施設の整備を図るとともに、警察及び消防等との連携のもとで適切な道路管理に努める。

(2) 浸水時の転落防止対策及び占有者に対する指導

浸水時の転落防止のため、占有者に対してマンホールや水路側溝蓋の浮上飛散防止等必要な対策を指導し、安全性の向上を図る。

【地震災害】

(1) 道路・橋梁等の整備

ア 災害に強い道路ネットワークの整備

大地震等の災害発生時においても、我が国の経済活動、国民に及ぼす影響を最小化し、災害応急活動及び警戒宣言発令時対策活動の実施に必要な物資・資機材・要員等の緊急輸送を行うため、緊急輸送道路を事前に指定するとともに、その整備に努める。さらに、必要な代替ルートの確保に努める。

イ 橋梁等の耐震性の向上

(ア) 新設橋梁等

新たに橋梁等を建設する場合は、耐震性を確保し、道路機能の確保を図る。

(イ) 既設橋梁等

緊急輸送道路等における重要な橋梁について橋梁本体の耐震補強を推進する。

ウ ライフライン共同収容施設の整備

震災時において、電気、電話、ガス、上水道等のライフラインの安全性・信頼性の向上を図り、また、道路上の工作物等をできる限り少なくして、災害応急対策の円滑な実施を図るため、ライフラインの共同収容施設である共同溝・電線共同溝の整備を推進する。

(2) 緊急輸送道路の指定

地震直後から発生する緊急輸送（救助、救急、医療、消火活動及び避難者への緊急物資の供給等に必要の人員、物資等の輸送）を円滑かつ確実に実施するために必要な緊急輸送道路及びくしの歯ルートをあらかじめ指定し、他の道路に優先して地震防災対策を実施する。

緊急輸送道路及びくしの歯ルートは、以下のとおり区分する。

第1次緊急輸送道路	県庁所在地、地方中心都市及び重要港湾、空港等を連絡し、広域の緊急輸送を担う道路
第2次緊急輸送道路	第1次緊急輸送道路と市区町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、港湾、災害医療拠点、自衛隊等）を連絡し、地域内の緊急輸送を担う道路
第3次緊急輸送道路	その他の道路（※）
（参考）緊急用河川敷道路	庄内川周辺の他の緊急輸送道路と連結し、緊急輸送機能を有する道路
くしの歯ルート	津波等により甚大な被害を受けた地域での救援・救護活動を支援するための「道路啓開」を優先に行う道路（第1次及び第2次緊急輸送道路から選定する）

（※）「その他の道路」とは、愛知県緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会、又は市町村の防災計画で定めた緊急輸送道路で、第1次、第2次緊急輸送道路以外の道路。

(3) 重要物流道路の指定

平常時、災害時を問わず安定的な輸送を確保するため、物流上重要な道路輸送網を重要物流道路（代替・補完路を含む。）として国が指定を行う。指定された重要物流道路は、道路管理者が機能強化を実施する。

(4) 沿道建築物に耐震診断を義務づける道路の指定

南海トラフ地震等の大規模地震への備えとして、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、広域的な避難、救助の観点から必要な道路を、沿道建築物に耐震診断の結果の報告を義務づける道路として指定する。

(5) 応急復旧作業のための事前措置

地震発生後、早期に緊急輸送道路を確保するため、道路の被害状況を迅速に把握し、それに基づく応急復旧への早期着手及び復旧資機材の速やかな調達体制づくりに努める。

具体的には、次の事前措置を講ずる。

2 災害予防計画

ア 道路啓開計画の検討・共有

道路管理者等が連携して策定した「早期復旧支援ルート確保手順（中部版くしの歯作戦）」について、より具体的な実施方策等の検討を行うとともに、関係機関との情報共有を図る。

イ 地元業者との協定締結

本市の管理する道路について、道路巡視作業及び応急復旧作業を担当する業者を区間ごとに定め、協定を締結する。

ウ 復旧資機材の確保対策

市内各地域の地元協定業者が所有する復旧資材、機械及び作業要員について、保有場所や常時保有量等を調査し、実態把握に努める。

また、激甚な大規模災害が発生した場合には、市内だけでの応急復旧資機材等の調達は困難が予想されるため、災害応援に関する協定に基づく隣接市との連携強化等、広域的な応援体制の確立に努める。

2 交通安全施設等

(1) 交通管制センター及び信号機

地震に対してその機能が保持できるように耐震対策を講ずる。

(2) 信号機電源付加装置

緊急交通路の主要交差点を重点として、信号機電源付加装置を整備する。

(3) 可搬式信号機

信号柱が倒壊した場合等に使用するため、警察署等に配備している可搬式信号機を適切に管理し、発災時の有効活用に備える。

(4) 交通情報収集・提供機器

緊急交通路の機能を確保するため、交通規制情報、迂回ルート情報等を提供する道路交通情報提供機器を適切に管理し、発災時の有効活用に備える。

(5) 交通規制用資機材

緊急交通路の確保等の際に使用する交通規制表示板等必要な資機材を適切に管理し、発災時の有効活用に備える。

3 航空輸送

市は、航空輸送の環境整備を以下のとおり総合的に進める。

(1) 各地域の臨時ヘリポートの指定・整備

また、市役所をはじめとする防災拠点施設等の屋上には、災害発生時にヘリコプター等航空機による空からの情報収集が効率的に実施できるように番号の標示を検討する。

(2) 災害発生直後の適切な初動措置を講ずるために必要な警察・消防等関係機関との連携強化

(3) 民間航空会社等による応援協力の確保

4 鉄道

災害時における被害を最小限に軽減するよう以下の予防措置を講ずる。

- (1) 東海旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社
 - ア 災害時等における業務体制の整備
 - イ 施設の防災対策及び気象設備等の整備
 - ウ 情報収集・伝達体制の整備
 - エ 旅客公衆等に対する体制の整備
 - オ 防災資機材の整備等
 - カ 災害応急業務に従事する社員の現況把握及び活用
 - キ ヘリコプターの活用
 - ク 防災上必要な教育・訓練
 - ケ 広報体制の整備
 - コ 消防、出水及び救助に関する措置
 - サ 病院等医療施設における救護対策
 - シ 電力の確保
- (2) その他の鉄道事業者
 - ア 構造物の耐震性の強化
 - イ 鉄道施設等の点検巡回の実施
 - ウ 地震計の整備充実
 - エ 情報連絡体制の強化
 - オ 利用客の安全確保
 - カ 運転規制

5 市における措置

市は、災害対応力の強化を以下のとおり総合的に進める。

- (1) 施設自体の耐水性・耐震性能の強化
- (2) 事故を含む大規模災害発生時における職員・利用者の安全を確保するために必要なソフト・ハード両面にわたる対策の充実・強化
- (3) 迅速な応急復旧のために必要なソフト・ハード両面にわたる対策の充実・強化
- (4) 消防・警察その他防災関係機関相互の連携・協力のためのルール及び体制の確立

第2節 ライフライン関係施設対策

1 上水道

水道（用水供給）事業者は、次の対策を実施する。

- (1) 主要施設の強風に対する安全構造化
 - 主要な水道施設については、必要に応じて強風に対し安全な構造とする。
- (2) 河川区域内施設の洪水に対する安全構造化 取水施設等の河川区域内施設については、洪水による流水の作用に対し安全な構造とする。
- (3) 浸水被害のおそれのある施設に対する浸水防止措置
 - 浸水による被害のおそれのある水道施設及び水道用薬品貯蔵施設等については、浸水を

2 災害予防計画

防止する構造とする、かさ上げする等、給水に支障がないよう必要な措置を講ずる。

(4) 緊急遮断弁の設置

災害時に被害の拡大の防止と飲料水を確保するため、必要に応じ緊急遮断弁を設置する。

(5) 洪水汚染の防止措置

洪水による水道施設への汚染を防ぐため必要な措置を講ずる。

(6) 濁度上昇に対応できる体制整備

地表水を水源とする場合、濁度上昇に対応できるよう体制を整備する。

(7) 防災非常時の協力体制の確立

飲料水の供給又は施設の復旧が困難な場合は、近隣市町村又は県へ応援を要請する。

また、応援の要請を受けた場合は、これらに積極的に協力する。

2 下水道

下水道管理者（市及び県（建設局））は、次の対策を実施する。

(1) 主要施設の安全構造化

主要な下水道施設については、必要に応じて強風、浸水等に対し安全な構造とする。

(2) 災害対策用資機材の確保

可搬式排水ポンプその他災害対策用資機材の確保について平時から努めるとともに、定期的に保管状況を点検し、整備する。

(3) 自家発電設備等の整備

商用電力の停電時の対策として、必要に応じて自家発電設備等を整備する。

(4) 協定の締結

発災後においても下水道施設の維持又は修繕が迅速かつ円滑に行われるよう民間事業者等との協定締結等に努める。

3 電力施設

電気事業者は、次の対策を実施する。

(1) 発電・変電・送電・配電設備等の被害防止対策

(2) 設備の巡視・点検、資機材等の確保

(3) 他電力との電力融通体制を確立

4 ガス施設

ガス事業者は、次の対策を実施する。

(1) ガスの製造・供給設備等の被害防止対策

(2) 設備の巡視・点検、資機材等の確保

(3) 一般社団法人日本ガス協会、協力会社等との間の協力体制の確立

5 一般通信施設

通信事業者は、次の対策を実施する。

(1) 施設の防災構造化

(2) 重要地域・施設等への伝送経路の分散化及び二重化

(3) 施設・設備の構造改善

- (4) 定期点検・整備の実施
定期的に施設、設備等の点検、整備を実施する。
- (5) 応急対策計画及び設備・資機材の整備

6 市及び県における措置

市及び県は、停電や通信障害が広域的に発生する事態に備え、倒木の伐採・除去や道路啓開作業等の支援など、電力事業者、通信事業者、建設業団体、自衛隊等関係機関と早期復旧のための協力体制の整備を推進する。

また、市は、災害対応力の強化を以下のとおり総合的に進める。

- (1) 供給・処理施設等ライフライン自体の耐水性・耐震性の強化
- (2) 広域にわたる大規模災害発生時における2次災害防止のために必要なソフト・ハード両面にわたる対策の充実・強化
- (3) 供給停止に対する代替サービス提供のための整備・強化
- (4) 適切な初動対応と関係機関相互の連携・協力のために必要な非常時活動体制の確立

第3節 文化財保護対策

1 市（教育委員会）及び県（教育委員会）における措置

- (1) 防災思想の普及
文化財に対する市民の愛護精神を高め、防災思想の普及を図る。
- (2) 管理者に対する指導・助言
管理者に対する防災知識の普及を図るとともに管理、保護について指導、助言する。
- (3) 連絡・協力体制の確立
災害が発生した場合に備え、管理者等は、県及び消防関係機関等との連絡・協力体制を確立する。また、文化財と地域を一体として守る取組の推進を図ることにより、関係機関、文化財所有者、地域、専門家が協力した災害予防体制を整備する。
- (4) 適切な修理の実施
適時、適切な修理を実施し、予想される被害を未然に防止する。
- (5) 防火・消防施設等の設置
自動火災報知設備、貯水槽、防火壁、消防道路等の施設の設置を促進する。
- (6) 文化財及び周辺環境の整備
文化財及び周辺環境の整備を常に実施する。

2 平常時からの対策

- (1) 国指定、県、市指定文化財の所有者ごとに「文化財防災台帳」を作成し、文化財の保存（保管）状況の掌握に努める。なお、防災台帳の内容は次のとおりとする。
 - ア 所有者名・所在地・連絡先・所轄消防署名
 - イ 所有文化財名（指定区分、種別、員数、指定年度、その他）
 - ウ 防災関係の状況（防災組織、消火設備、通報設備、避雷設備、管理状況、警備方法、

2 災害予防計画

周辺の状況、周辺の環境、収蔵庫の状況、その他)

エ 所在地内の地図・周辺地図・広域地図

- (2) 文化財防災台帳（非常災害時以外は非公表）を県下3か所に配備し、大規模災害時に備える。市の文化財防災台帳においては、市教育委員会にて保管しておく。
- (3) 所有者（管理者）に対する防災知識の普及を図るために「文化財の防災の手引き」を発行し、その管理・保護対策について指導・助言をする。
- (4) 自動火災報知設備、消火栓、放水銃、貯水槽、避雷設備等の防災・防火設備の設置を促進する。
- (5) 文化財保護指導委員を委嘱し、文化財に関する定期的な点検を実施のうえ報告を受ける。

3 応急的な対策

被害発生時の現場保存や緊急的保存措置の指導を行い、火災・散逸等の2次災害防止に努める。

4 災害時の対応

災害時には、次の対策を実施する。

- (1) 被害状況の把握と報告
- (2) 事後措置の指示・伝達

5 応急協力体制

市教育委員会は、県の協力を得て、緊急避難用保管場所（公立博物館、資料館等）の提供等、文化財の安全確保に努めるとともに、文化財の専門知識を有する者を派遣し、適切な対応が図れるよう応急協力体制の確立を図る。

第4節 防災建造物整備対策

1 市及び県（建築局）における措置

市は、市及び防災関係機関施設及び病院その他公共公益施設の2つについて、災害対応力の強化を以下のとおり総合的に進める。

(1) 防災上重要な施設の耐水性能の確保

防災拠点等、防災上重要な施設については、浸水等の水害や地震災害等により大きな機能障害を発生させない必要があり、当該建築物の機能確保の観点から、新設等に際して浸水・耐震対策設計・施工、ライフラインの途絶を想定した自家発電設備の設置等、必要な対策を促進する。

他の既存施設についても、以下の措置を図る。

ア 施設職員・利用者の安全確保のため、建物自体の耐震・耐水性能の強化

イ 防災拠点機能を発揮するために必要な設備の耐震・耐水性能の強化

ア、イの措置の際、物資の供給が相当困難な場合を想定した水、食料、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた非常用通信手段の確保を図る。

(2) 公共建築物における雨水流出抑制機能の確保

河川への雨水流出抑制を図る必要があることから、公共建築物の新設に際して、必要な雨水流出抑制機能の確保を促進する。

- (3) 適切な初動対応と関係機関相互の連携・協力のために必要な非常時活動体制の確立
総合的に市施設及びその他公共公益施設の災害対応力を強化する。

2 市（教育委員会）及び県（教育委員会）、国立私立各学校等管理者における措置

(1) 文教施設の耐震・耐火性能の保持

文教施設及び設備を、災害から防護し、児童・生徒等の安全を図るため、これらの建物の耐震性能・耐火性能を保持することが必要であり、そのための改修工事等を促進する。
また、校地等の選定・造成をする場合は、災害に対する適切な予防措置を講ずる。

(2) 文教施設・設備等の点検及び整備

文教施設・設備を災害から防護するため、定期的に安全点検を行い、危険箇所あるいは要補修箇所の早期発見に努めるとともにこれらの改善を図る。

災害時の施設・設備等の補強等、防災活動に必要な器具等については、あらかじめ必要な数量を備蓄するとともに定期的に点検を行い整備する。

(3) 危険物の災害予防

化学薬品及びその他の危険物を取り扱う学校等にあつては、それらの化学薬品等を関係法令に従い適切に取り扱うとともに、災害の発生時においても安全を確保できるよう適切な予防措置を講ずる。

第5節 建築物の耐震推進

1 市及び県（建築局、関係局）における措置

(1) 総合的な建築物の耐震性向上の推進

地震発生時の避難・救護拠点となる施設を始めとする既存建築物の耐震性の向上を図るため、「耐震改修促進計画」に基づき、総合的な建築物の耐震性向上の推進を図る。

特に、地震で建築物が倒壊することによる避難路の閉塞を防ぐために、優先的に耐震化に取り組むべき避難路を指定し、その避難路沿道建築物の耐震診断の結果報告を義務付けることや、ブロック塀等の付属物の耐震対策を推進することで、対象建築物の耐震性向上を図る。

(2) 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の適正な施行

建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物として、指定避難所等の防災上重要な建築物（昭和56年5月31日以前に着工した既存耐震不適格建築物に限る。）を指定し、耐震診断結果の報告を義務付ける。

2 耐震改修促進計画

- (1) 既存耐震不適格建築物の耐震改修を促進するため耐震改修促進計画の認定制度、建築物の地震に対する安全性に係る認定制度等の適正な施行に努める。

2 災害予防計画

(2) 建築物の耐震改修の促進に関する法律により策定した耐震改修促進計画に基づき、総合的な既設建築物の耐震性の向上を推進する。

また、耐震改修促進計画において、耐震診断義務付け対象建築物として、指定避難所等の防災上重要な建築物（昭和56年5月31日以前に着工した既存耐震不適格建築物に限る。）を指定し、耐震診断結果の報告期限を定める。

(3) 学校、病院、事務所等多数の人が利用する一定規模以上等の特定既存耐震不適格建築物の所有者・管理者等に対し、耐震診断及び耐震改修の実施について、パンフレット等により普及・啓発する。

3 公共建築物の耐震性の確保・向上

(1) 防災上重要な建築物の耐震性の確保

市は、次の市有施設を「防災上重要な建築物」として各施設の耐震性の確保について、数値目標を設定する等、計画的かつ効果的に実施し、災害時の施設機能停止・低下の回避に努める。

ア 防災上重要な建築物

(ア) 災害時の復旧活動指示、制御等防災業務の中枢を担う市機関、医療機関、警察機関

(イ) 被災した生活基盤設備等の復旧活動を指揮する市機関、市関連機関

(ウ) 市機関等の防災通信用防災無線関連建築物

(エ) 被災者の緊急救護所となる病院、保健所、避難所となる学校等の機関

イ 防災上重要な建築物に対する対応

(ア) 新設建築物の耐震設計・施工の確保

(イ) 既存建築物の耐震化整備計画の策定

(ウ) 既設建築物のうち耐震性の不足する建築物の耐震改修の促進

(2) その他の市有建築物の耐震性の確保

その他の市有建築物のうち耐震性の不足するものの耐震改修

(3) 市及び民間の防災上重要な建築物の耐震性の確保

市及びその他の民間施設関係団体等は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に規定する、病院、学校、駅等多数の人が利用する特定建築物や、その他の防災上重要な建築物について、耐震性の向上を図るため、県の指導・助言を受ける。

特に、災害時の拠点となる市の庁舎等については、発災後に果たす機能を勘案し、建築物の構造の強度の確保や非構造部材の耐震対策等により、地震後に継続使用できるための改修を促進する。

また、市は、要配慮者の安全確保対策の一環としての耐震・耐水性能強化に関する支援を図る。

さらに、マンション等の構造計算再確認を含む耐震診断の支援、必要性のPR等、建築物の耐震性能強化の促進を図る。

4 一般建築物の耐震性の向上促進及び減災の推進

(1) 民間住宅の耐震診断・耐震改修促進

ア 市が行う耐震診断の県による助成

県は、旧基準住宅（昭和56年5月以前着工）を対象に耐震診断を実施する市に対する耐震診断費補助事業を実施する。

イ 市の耐震改修費補助事業への県による助成

市が実施する耐震改修費補助事業について県から助成を受けて実施する。これにより、旧基準住宅の耐震改修の促進を図る。

(2) 民間住宅の減災化施策の促進

旧基準住宅を対象に市の実施する減災化促進に関する補助事業について、県から助成を受けることにより、旧基準住宅の減災化の促進を図る。

(3) 一般建築物の耐震診断・耐震改修の促進

ア 普及・啓発

市は、一般建築物所有者が、必要に応じ耐震診断及び耐震改修を行い、その対策を講じていただくよう普及・啓発に努める。

イ 避難路沿道建築物の耐震診断費の助成

県が耐震診断及び耐震改修の促進を図る必要があると認める避難路の沿道に所在する建築物に対し、耐震診断費を助成する。

ウ 市の耐震診断費補助事業への県からの助成

県は、民間の特定既存耐震不適格建築物、防災上重要な建築物に対する市の耐震診断費補助事業に助成する。

エ 市の耐震改修費補助事業への県からの助成

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき耐震診断の結果報告が義務づけられている建築物に対する市の耐震改修費補助事業に助成する。

オ 建築関係団体や大学等と連携した取組

市、県及び建築関係団体で構成する愛知県建築物地震対策推進協議会は、建築物の耐震診断や耐震改修の促進等、震前対策等の推進に努める。

(4) 住宅等地震対策普及啓発の推進

市は、住宅等の地震に対する知識を広めるため、建物等のわかりやすい補強方法を記したパンフレット・リーフレット等を市民に配布する等、地震対策知識の普及に努める。

(5) その他の安全対策

住宅・建築物の構造強化だけでは十分とはいえないため、ブロック塀の倒壊、家具の転倒、窓ガラス・天井の破壊・落下やエレベーターの閉じ込め、敷地の崩壊等に対する対策を推進する。

5 ブロック塀等対策

市は、ブロック塀等対策を以下のとおり総合的に進める。

(1) 学校等公共施設の接道部の非重量塀化の推進

(2) 事前指導・定期点検指導の強化

(3) 学校等公共施設周辺の道路及び緊急輸送用又は避難用道路の沿道における危険度調査の実施並びに改善指導

6 落下物等対策

2 災害予防計画

市は、落下物等対策を以下のとおり総合的に進める。

- (1) 家具類等の固定や棚の上の整理等の必要性のPR
- (2) 学校その他公共施設における落下物防止対策の推進
- (3) 学校等公共施設周辺の道路及び緊急輸送用又は避難用道路の沿道における危険度調査の実施並びに改善指導

第6節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

1 市及び県（防災安全局、関係局）における措置

県は、「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）」による「地震対策緊急整備事業計画」及び地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）による「地震防災緊急事業五箇年計画」を作成し、市及び県等は、これらの計画に基づき、警戒宣言発令時の地震防災応急対策又は地震発生後の災害応急対策を実施する上で必要な施設等を整備する。

また、県及び市は、地震防災対策を推進するため、市に対して単独事業等を実施する。

2 地震対策緊急整備事業計画

- (1) 作成主体は、都道府県知事
- (2) 地震防災対策強化地域について、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する計画
- (3) 計画対象は、次に掲げる「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」第3条第1項に掲げる施設等の整備等
 - 第1号 避難地
 - 第2号 避難路
 - 第3号 消防用施設
 - 第4号 緊急輸送を確保するため必要な道路、港湾施設又は漁港施設
 - 第5号 地震防災応急対策を実施するため必要な通信施設
 - 第6号 石油コンビナート等特別防災区域に係る緩衝地帯として設置する緑地、広場その他の公共空地
 - 第7号 公的医療機関のうち、地震防災上改築を要するもの
 - 第8号 社会福祉施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
 - 第9号 公立の小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
 - 第10号 津波により生ずる被害の発生を防止し、又は軽減することにより円滑な避難を確保するため必要な海岸保全施設又は河川管理施設
 - 第11号 砂防設備、森林等の保安施設事業に係る保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設又は農業用排水施設であるため池で、避難路、緊急輸送を確保するため必要な道路又は人家の地震防災上必要なもの

3 地震防災緊急事業五箇年計画

- (1) 作成主体は、都道府県知事
- (2) 計画の対象地域は、愛知県全域
- (3) 計画対象は、次に掲げる「地震防災対策特別措置法」第3条第1項に掲げる施設等の整備等
 - 第1号 避難地
 - 第2号 避難路
 - 第3号 消防用施設
 - 第4号 消防活動が困難である区域の解消に資する道路
 - 第5号 緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設、ヘリポート、港湾施設又は漁港施設
 - 第6号 共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を収容するための施設
 - 第7号 公的医療機関等のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
 - 第8号 社会福祉施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
 - 第8の2号 公立幼稚園のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
 - 第9号 公立の小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
 - 第10号 公立の特別支援学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
 - 第11号 第7号から前号までに掲げるもののほか、不特定かつ多数の者が利用する公的建造物のうち、地震防災上補強を要するもの
 - 第12号 津波により生ずる被害の発生を防止し、又は軽減することにより円滑な避難を確保するため必要な海岸保全施設又は河川管理施設
 - 第13号 砂防設備、森林等の保安施設事業に係る保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設又は農業用排水施設であるため池で、家屋の密集している地域の地震防災上必要なもの
 - 第14号 地震災害時において災害応急対策の拠点として機能する地域防災拠点施設
 - 第15号 地震災害時において迅速かつ的確な被害状況の把握及び住民に対する災害情報の伝達を行うために必要な防災行政無線設備その他の施設又は設備
 - 第16号 地震災害時における飲料水、電源等の確保等により被災者の安全を確保するために必要な井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備その他の施設又は設備
 - 第17号 地震災害時において必要となる非常用食料、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫
 - 第18号 負傷者を一時的に収容及び保護するための救護設備等地震災害時における応急的な措置に必要な設備又は資機材
 - 第19号 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策
 - 第20号 前各号に掲げるもののほか、地震防災上緊急に整備すべき施設等であって政令で定めるもの

4 単独事業等

- (1) 防災対策事業

市及び県は、災害に強く安全なまちづくりを進めるため、防災対策事業債を活用した防災対策事業を実施する。

2 災害予防計画

(2) 補助事業

市は、地震防災対策事業の推進を図るため、県費補助金を受領し、これを活用した地震防災対象事業を実施する。

第7節 被災建物補修・解体対策の環境整備

1 市における措置

大規模災害発生時における多数の建物被害を想定し、被災建物補修・解体実施のための体制づくりを以下のとおり総合的に進める。

- (1) 災害時を想定した補修・解体業務実施計画の策定
- (2) 建物の補修・解体の各分野における専門的技術や機材を保有する事業者・関係団体等との応援協定締結
- (3) 近隣及び遠隔地市町村との相互応援協定締結

第6章 都市の防災性の向上

■基本方針

○都市計画のマスタープラン等に基づき、適切に土地利用計画を定め、道路・公園等の防災上重要な都市施設の整備や建築物の不燃化を促進し、さらに都市基盤施設が不足する密集市街地では、土地区画整理事業や市街地再開発事業等の面的整備事業を促進する。

第1節 都市計画のマスタープラン等の策定

1 市、県（都市整備局、建築局）における措置

(1) 都市計画のマスタープランの策定

都市計画区域マスタープラン及び清須市都市計画マスタープランにおいて、都市の防災性の向上に関する方針等を示すとともに、マスタープラン等に基づき、道路・公園等の防災上重要な都市施設等の整備を促進する。

(2) 防災街区整備方針の策定

地域の実情に基づき、必要に応じて防災街区整備方針を策定し、防災再開発促進地区等を定める。

第2節 防災上重要な都市施設の整備

1 市、県（都市整備局）における措置

(1) 都市における道路の整備

都市内の道路は延焼遮断帯等の都市防災空間を形成するとともに、避難や消防活動、救援活動のための空間を提供する機能を有している。

このため、特に密集市街地内の道路の計画にあたっては、大規模火災等の災害時における避難や延焼遮断帯としての機能、消防や救援のための活動空間を確保することを考慮した配置及び道路構造を検討する。

(2) 都市における公園等の整備

都市における大規模火災に対する安全性確保のためには、建築物の耐震不燃化とともに、緑地・公園・道路等の防災空間（オープンスペース）を整備することが必要である。

市は、将来の市街地化によるオープンスペースの減少を見込み、「緑のマスタープラン」に基づき計画的かつ総合的観点から恒久的なオープンスペースの確保に努める。

ア 火災の延焼拡大防止と避難路の確保を図るため、道路・河川を線とし、公園・緑地等の各地区の拠点となる施設を結ぶ「水と緑のネットワーク」の形成を進める。

イ 再開発事業の推進、公開空地の確保等さまざまな手法の活用により空地の集積・連坦化を進める。

- ウ 優良農地の保全に努めるとともに、寺社林、屋敷林等の緑地の保全を図る。
- エ 以上に加え公園等の確保その他により市民一人あたり公園・緑地面積の拡大を図る。
- オ 公園・植樹の延焼遮断効果の活用等防災機能強化の観点から「緑の基本計画」を見直す。
- カ 都市内に残された緑地は、災害時における遮断地帯、緩衝地帯、避難地等として有効に機能するものである。また、市民の健康で安全な生活環境を確保するためにも、良好な自然環境を有する緑地は、特別緑地保全地区等に指定し、積極的に保全する。
- キ 都市公園は、過去の例が示すように災害時の避難場所、避難路あるいは救援活動の拠点として防災上重要な役割をもっており、都市公園の量的拡大そのものが防火帯や避難場所等の防災機能の増大を果たすことになることから、その整備を積極的に推進する。

附属資料	第3 各種施設等 1 防災上注意すべき施設 (1) 公園一覧
------	-----------------------------------

第3節 建築物の不燃化の促進

1 市、県（都市整備局、建築局）における措置

(1) 防火・準防火地域の指定

市は、市街地における建築物の不燃化を促進し火災の危険を防除するため、土地利用の実情を踏まえ防火地域、準防火地域を指定し、市街地全体としての防災性能の向上を図る。

(2) 建築物の不燃対策

県は、市街地の延焼防止を図るため、防火地域又は準防火地域以外の区域においても建築物の屋根の不燃対策を図るべき地域として都市計画区域全域を指定している。その区域内における木造建築物等については屋根を不燃材料で葺く等の防火対策をするとともに、外壁のうち延焼のおそれのある部分を土塗壁等、延焼防止に有効な構造としなければならないこととしている。

市及び県は、建築物自体の耐火・防火について、建築基準法を中心とする各種法令により、地震発生に際しても火災ができるだけ拡大しないような措置をとる。

特に、大規模建築物や不特定多数の人が使用し、災害時に被害が大きくなるおそれのある建築物は、防火上・避難上の各種の措置の徹底を図る。

(建築基準法の防火規制)

ア 不特定多数の使用に供する特殊建築物等は、階数が3以上であるものあるいは規模に応じて、また、一定の数量を超える危険物の貯蔵及び処理の用に供する建築物は、耐火建築物又は準耐火建築物とする。

イ 不特定多数の使用に供する特殊建築物、階数が3以上である建築物、無窓建築物、延べ面積が1,000㎡を超える建築物は、避難階段を設ける等、避難上・消火上支障がないようにする。

ウ イに掲げる建築物、火気使用室等は、その壁、天井の室内に面する部分の仕上げを防火上支障がないものとする。

(3) 総合的な燃えにくい市街地の整備の推進

市は、燃えにくい市街地の整備を以下のとおり総合的に進める。

- ア 都市計画における延焼遮断機能強化（の観点）の導入による防災ブロック化
- イ 既成市街地の整備（土地区画整理事業、市街地再開発事業、地区計画制度の活用、共同化の促進等）による防災上危険な市街地の解消
- ウ 災害に強い新市街地の創出、土地利用の誘導その他による公園・道路等の都市施設の創出、住工混在解消のための受け皿づくり及び優良農地の保全等の実現を図ることにより総合的に燃えにくい市街地を形成する。
- エ 防災機能強化の観点から、「都市計画マスタープラン」を見直す。

第4節 市街地の面的な整備・改善

1 市、県（都市整備局）及び土地区画整理組合等における措置

土地区画整理事業や市街地再開発事業をはじめとする市街地を面的に整備・改善する事業は、道路・公園等の公共施設が整備されるとともに建築物の不燃化が促進され、延焼遮断機能や避難機能等の防災機能が確保されることにつながり、都市の防災性の向上に資するものである。

特に、老朽化した木造建築物が密集し、都市基盤施設が不足する地区は地震等が発生した場合に大きな被害が予想されるため、土地区画整理事業等の面的整備事業を促進する。

また、防災街区の整備のみでは都市防災対策は十分目的が達せられないので、その他の防災対策と関連させた総合的な防災計画を樹立し、都市計画との関連に配慮する。

第7章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備

■基本方針

○風水害等災害発生時における応急対策活動等を円滑に実施するためには、防災施設及び災害対策資機材の整備、物資等の備蓄、業務継続計画や各対策分野における計画やマニュアルの策定、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等による体制の整備、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させるための研修の実施等の人材育成を行う必要がある。

第1節 防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備

1 市、県（防災安全局、建設局、関係局）及び防災関係機関における措置

(1) 防災施設等の整備

風水害等災害発生時における救援・消火活動等を円滑に実施するための防災施設及び災害対策資機材の整備を図るとともに、これらの防災施設等の円滑な運用を図るように努める。また、消防団の詰所や車両について計画的な整備・更新を図る。併せて、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させるよう努める。

(2) 防災用拠点施設の整備促進

市、県及び防災関係機関は、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧のため、あらかじめ体制・資機材を整備する。

特に、防災上重要な施設に対しては早期に復旧できるよう体制等を強化する。

(3) 公的機関の業務継続性の確保

ア 市、県及び防災関係機関は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。

また、実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行う。

イ 市及び県は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、少なくとも次の事項について定めておく。

(ア) 市長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制

(イ) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定

(ウ) 電気・水・食料等の確保

(エ) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保

(オ) 重要な行政データのバックアップ

(カ) 非常時優先業務の整理

(4) 応急活動のためのマニュアルの作成等

市、県及び防災関係機関は、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資器材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

また、市及び県は、男女共同参画の視点から、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。

(5) 人材の育成等

ア 市及び県は、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させ、応急対策全般への対応力を高めるため、研修制度・内容の充実を図るとともに、大学の防災に関する講座等との連携等により、人材の育成を図る。

イ 緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるとともに、市、県及びライフライン事業者等は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。

ウ 市及び県は、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むとともに、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。

(6) 防災中枢機能の充実

ア 市、県及び防災関係機関は、保有する施設、設備について、代替エネルギーシステムや電動車等の活用を含め自家発電設備、LP ガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努める。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した水、食料、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保を図る。

イ 市及び県は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努める。

(7) 防災関係機関相互の連携

ア 県は、広域行政主体として、地域社会の迅速な復旧を図るため、多様なライフライン事業者を一堂に会して災害時の連携体制の確認等を行うなど相互協力体制を構築しておくよう努める。

イ 市及び県は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努める。

(8) 浸水対策用資器材の整備強化

市及び県は、浸水注意箇所等について具体的浸水対策工法を検討し、浸水対策活動に必要な杭木、土のう袋、スコップ、カケヤ等の防災資器材の確保及び水防等浸水対策用倉庫の整備改善及び点検を実施する。

2 災害予防計画

(9) 防災用拠点施設の屋上番号標示

市は、市役所等の屋上に番号を標示し、ヘリコプターからの災害応急活動の効率化を図る。

2 市（西春日井広域事務組合）における措置

消防ポンプ自動車、救助、救急用資機材等の消防機械、消火栓、防火水槽、耐震性貯水槽等の消防用水利、火災通報施設その他の消防施設、設備の整備、改善及び性能調査を実施することにより有事の際の即応体制の確立を期する。

また、過去の教訓を踏まえ、多様な消防水利網の整備強化を総合的かつ計画的に進めるため、以下の点に留意する。

- (1) 水道消火栓の損壊時にも利用可能な水利として、耐震性貯水槽の増設を進める。
- (2) 初期消火活動用の消防水利として、各地域における雨水の一時貯留・防火用水の貯留等を促進する。
- (3) 名古屋市上下水道局等関係機関に水道管路網の耐震性能強化や非常時における消防用水利供給・補充等に関する連携・協力の強化を要請する。

3 水防機関（市）における措置

重要水防区域、危険箇所等について具体的な水防工法を検討し、水防活動に必要な杭木、土のう袋、スコップ、カケヤ等の水防資器材を備蓄する水防倉庫を整備改善及び点検する。

4 名古屋地方气象台、中部地方整備局、独立行政法人水資源機構中部支社及び県（建設局）における措置

気象、水象等の自然現象の観測又は予報に必要な気象等観測施設、設備を整備し、観測体制の充実、強化を図るとともに、取得した観測情報等を関係機関に提供する。

(注) 気象業務法では、気象庁以外の政府機関又は地方公共団体が気象観測を行う場合は、検定に合格した観測機器を使用するとともに、観測施設を設置した場合は、これを気象庁へ届けることを義務付けている。

5 情報の収集・連絡体制の整備等

(1) 情報の収集・連絡体制

市及び県は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくとともに、必要に応じ航空機、無人航空機、船、車両等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備する。

(2) 通信手段の確保

ア 通信施設の防災構造化等

県、市及び防災関係機関は、通信施設の災害に対する安全性の確保、停電対策及び危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブルの地中化の促進、有線・無線化、地上・衛星系によるバックアップ対策など、大規模停電時も含め災害時に通信手段が確保できるよう通信施設を防災構造化するほか、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な

回線容量を確保する。

イ 通信施設の非常用発電機

万一通信施設に被害が発生した場合に備え、非常用電源設備を、耐震性があり、かつ浸水する危険性が低い等、堅固な場所（風水害においては浸水する危険性が低い場所）に整備し、その保守点検等を実施する。

ウ 耐震通信施設、災害対策用指揮車及び可搬型衛星通信局の整備

大規模災害時の通信が途絶した場合に備えて、県は、耐震通信施設及び災害対策用指揮車、可搬型衛星通信局の整備を行い、通信体制の確保に努める。

エ 防災情報システムの整備

市、県及び防災関係機関をオンラインでネットワーク化し、各機関が入手した気象情報、河川水位情報、道路情報、被害情報、応急対策情報等をリアルタイムで共有化し、迅速的確な応急対策を実施することのできる防災情報システムを整備する。

さらに、市の災害対応業務の省力化、避難判断プロセスの効率化などを目指し、市町村防災支援システムの運用を行う。

また、市及び県は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努める。

(3) 被災者等への情報伝達

電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努める。

また、電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図る。

6 救助・救急等に係る施設・設備等

人命救助に必要な救急車、救命ボート等の救助機械、担架、救命胴衣等の救助用資機材及び乾パン、飯缶等の救助用食料、生活必需品等の物資について有事の際にその機能等が有効適切に運用できるよう整備改善及び点検する。

また、市及び県は、負傷者が多人数にのぼる場合や輸送が途絶し、又は困難な場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

7 道路等の復旧に係る施設・設備等

災害のため被災した道路等の損壊の復旧等に必要な土木機械等を整備、改善並びに点検するとともに、道路が冠水して、一般的な車輛では通行不能な場合に備え、走破性の高い災害対策用の車輛の導入や舟艇を配備する。また、特に防災活動上必要な公共施設等及び避難所に指定されている施設の防災点検を定期的実施するとともに、あらかじめ輸送ルートの確保計画を検討する。

8 非常用水源の確保

震災時における応急給水用の水源について、平常時からあらかじめ選定しておく必要があるが、非常用水源の確保につき留意しておかなければならない事項は、次のとおりである。

2 災害予防計画

(1) 給水対象及び給水量

非常用水源の規模決定にあたっては、次表を参考にして給水の対象人口とその単位給水量をつかんでおかななくてはならない。

地震発生からの日数	目標水量 (ℓ /人・日)	市民の水の 運搬距離	主な給水方法
発生～3日	3	概ね1km以内	耐震性貯水槽、タンク車
4日～10日	20	概ね250m以内	配水幹線等からの仮設給水栓
11日～21日	100	概ね100m以内	同上
22日～28日	被災前給水量(約250)	概ね10m以内	仮配管からの各給水共用栓

(2) 非常用水源の確保

非常用水源としてあらかじめ次のようなものについて選定し、平素からの維持管理をしておく必要がある。

ア 最寄利用可能水源の利用

最寄水道水源あるいは最寄水道施設から路上配管等により応急給水する。

イ 水道用貯留施設の利用

浄水池、ポンプ井、配水池、配水塔、圧力タンク、耐震性貯水槽

ウ 受水槽の利用

公共施設、ビル、病院、アパート等の受水槽を利用して応急給水する。

エ プール、ため池、沈澱池、河川の利用

(ア) 比較的汚染の少ない水源をあらかじめ選定しておき、あらかじめ公的機関等による水質検査を受けること。

(イ) 飲料水等の清浄な水が必要とされる場合は、ろ水機等で処理をしたのち、塩素剤により滅菌して応急給水すること。

オ 井戸の利用

(ア) 浅井戸あるいは深井戸等は、地震により崩壊、水脈変化による水質・水量の変化等の心配があるので、使用にあたっては水質に十分注意してから使用すること。

(イ) 生活用水を確保するための災害用井戸の指定に努める。

9 物資の備蓄、調達供給体制の確保

(1) 市及び県は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定される等、地域の地理的条件等や過去の災害踏まえ、必要とされる食料、飲料水（ペットボトル等）、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めるとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。

なお、備蓄にあたっては、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のように実施できないという認識に立ち、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮する。また、避難生活で特に重要となる仮設トイレについても備蓄に努める。

- (2) 市及び県は、広域応援による食料の供給が開始されるまでの期間に対処するため、家庭において可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の食料を備蓄しておくよう啓発する。
- (3) 市及び県は、災害時に迅速に食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資を調達、輸送できるよう、平常時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平常時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。
- (4) 県は、災害の規模等に鑑み、被災市が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実に届けられるよう、物資の要請体制・調達体制・輸送体制等、供給の仕組みの整備を図る。

10 応急仮設住宅の設置に係る事前対策

- (1) 県は、事業者団体と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能量を把握する等、あらかじめ調達・供給体制を整備しておく。
- (2) 市は、応急仮設住宅を迅速に供与するため、あらかじめ住宅建設に適する建設用地を選定・確保し、応急仮設住宅建設候補地台帳を作成しておく。
 なお、用地の選定にあたっては応急仮設住宅の用地に関し、災害に対する安全性や洪水、土砂災害の危険性に配慮する。

11 災害廃棄物処理に係る事前対策

- (1) 災害廃棄物処理計画の策定
 市は、災害廃棄物対策指針（平成30年3月改定：環境省）に基づき、災害廃棄物処理計画を策定し、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力等について具体的に示す。
- (2) 広域連携、民間連携の促進
 中部地方環境事務所、市及び県（環境局）は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努める。
 また、市は、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時に整備する廃棄物処理施設の処理能力について災害廃棄物への対応として計画的に一定程度の余裕を持たせることや処理施設の能力の維持を図る。
 また、災害廃棄物の撤去等を円滑に進めるため、市の廃棄物担当部局、災害ボランティアセンターを運営する社会福祉協議会及びNPO・ボランティア関係団体等が平常時から連携を図り、災害時に緊密に連携して災害廃棄物の撤去等に対応する。

12 り災証明書の発行体制の整備

- (1) 市は、災害時にり災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査やり災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、り災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

2 災害予防計画

(2) 市は、効率的なり災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。

(3) 県は、市に対し、住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図る。

また、育成した調査の担当者の名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図る。

第8章 避難行動の促進対策

■基本方針

- 避難勧告等は、空振りをおそれず、住民等が適切な避難行動をとれるように、発令基準を基に避難勧告等を発令する。
- 災害情報共有システム（Lアラート）の活用による報道機関等を通じた情報提供に加え、緊急速報メール機能等を活用して、気象警報や避難指示（緊急）等の伝達手段の多重化・多様化を図る。
- 市長等は、あらかじめ指定緊急避難場所の指定及び整備、避難計画を作成するとともに、避難に関する知識の普及を図り、市民の安全の確保に努める。

第1節 気象警報や避難勧告等の情報伝達体制の整備

1 市における措置

市は、さまざまな環境下にある市民、要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者等が、災害のおそれがある場合に適時的確な避難行動を判断できるように、平時から継続的な防災教育やハザードマップ等を活用した実践的な訓練を実施し、とるべき避難行動等の周知を図る。また、気象警報や避難指示（緊急）等が速やかに確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、コミュニティFM放送、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）、IP通信網、ケーブルテレビ網）等を用いた伝達手段の多重化、多様化の確保を図る。

また、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。

2 市、県（防災安全局）及びライフライン事業者における措置

市、県及びライフライン事業者は、災害情報共有システム（Lアラート）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努める。

第2節 緊急避難場所及び避難路の指定等

1 緊急避難場所の指定

市は、災害の種類に応じてその危険の及ばない場所・施設を指定緊急避難場所として災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定し、災害の危険が切迫した場合における市民の安全な避難先を確保する。

なお、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設ける。

また、指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておくとともに、必要に応じて指

2 災害予防計画

定緊急避難場所の中から広域避難場所や一時避難場所を選定する。

(1) 広域避難場所

市長は、市民の生命・身体の安全を確保するため、必要に応じて次の基準により広域避難場所を選定し、確保する。なお、選定した場合には、広域避難場所及び周辺道路に案内標識、誘導標識等を設置し、平素から関係地域住民に周知を図る。

ア 広域避難場所は、都市大火からの避難を中心に考え、公園、緑地、グラウンド（校庭を含む。）、公共空地等が適切と考えられる。

イ 広域避難場所における避難者1人当たりの必要面積は、概ね2㎡以上とする。

ウ 広域避難場所は、要避難地区のすべての市民（昼間人口も考慮する。）を収容できるように配置する。

エ 広域避難場所内の木造建築物の割合は、総面積の2%未満であり、かつ、散在していなければならない。

オ 広域避難場所は、大規模なげけ崩れや浸水等の危険のない所及び付近に多量の危険物等が蓄積されていない所とする。

カ 広域避難場所は、大火輻射熱を考慮し、純木造密集市街地から300m以上、建ぺい率5%程度疎開地では200m以上、耐火建築物からは50m以上離れている所とする。

キ 地区分けをする場合においては、町単位を原則とするが主要道路、鉄道、河川等を境界とし、市民がこれを横断して避難することはできるだけ避ける。

(2) 広域避難場所標識の設置等

広域避難場所を指定した市は、広域避難場所及び周辺道路に案内標識、誘導標識等を設置し、平常時から関係地域住民に周知を図り、速やかに避難できるようにしておく。

(3) 一時避難場所の確保

市は、広域避難場所へ避難する前の中継地点として、避難者が一時的に集合して様子を見る場所又は集団を形成する場所及びボランティア等の救援活動拠点となる場所として、公園、グラウンド（校庭を含む。）、公共空地等を一時避難場所として選定し、確保する。

なお、避難者1人あたりの必要面積や地区分けについては広域避難場所と同様の取扱いとする。

2 避難路の選定

緊急避難場所を指定した市は、市街地の状況に応じて次の基準により避難路を選定し、日頃から市民への周知徹底に努める。

(1) 避難路は概ね8m～10mの幅員を有し、なるべく道路付近に延焼危険のある建物、危険物施設がないこと。

(2) 地盤が堅固で、地下に危険な埋設物がないこと。

(3) 避難路は、相互に交差しないものとする。

(4) 浸水等の危険のない道路であること。

(5) 自動車の交通量がなるべく少ないこと。

第3節 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成

1 市における措置

(1) マニュアルの作成

市は、避難指示（緊急）等について、次の事項に留意の上、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成する。

ア 豪雨、洪水の災害事象の特性に留意すること。

イ 収集できる情報として次の情報を踏まえること。

(ア) 気象予警報及び気象情報

(イ) 河川の水位情報、指定河川洪水予報

ウ 「避難勧告等に関するガイドライン」（内閣府）を参考にすること。

エ 区域の設定にあたっては、河川氾濫による浸水が想定される区域（水防法に基づく浸水想定区域等）を踏まえるとともに、いざというときに市長自らが躊躇なく避難勧告等を発令できるよう具体的な区域を設定すること。

オ 情報の提供にあたっては、危険の切迫性に応じて5段階の警戒レベルを付記するとともに避難勧告等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように伝達することなど、市民の積極的な避難行動の喚起に努める。

カ 避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「屋内安全確保」の安全確保措置を講ずべきことや、既に災害が発生している状況〔警戒レベル5〕で未だ避難できていない場合には命を守るための最善の行動をとる必要があることにも留意すること。

キ 避難の勧告・指示を発令する基準は、降水量や河川水位等の数値あるいは防災気象情報（大雨、暴風等の特別警報、警報及び注意報並びにその補完的な情報等）、指定河川洪水予報、水位周知河川の避難判断水位到達情報、水防警報の発令等、該当する警戒レベル相当情報を基に、具体的・客観的な内容であらかじめ設定するよう努める。

また、避難勧告等の発令基準の設定にあたっては、避難のための準備や移動に要する時間を考慮して設定するものとする。〔警戒レベル4〕避難指示（緊急）については、必ず発令されるものではなく、事態が切迫している場合や、大河川で水位予測に基づき段階的に発令できる場合等、災害が発生するおそれが極めて高い状況において、地域の状況に応じて、緊急的に、又は重ねて避難を促す場合等に発令する。〔警戒レベル5〕災害発生情報は、堤防の決壊や越水・溢水等の災害が実際に発生している状況を市町村が把握した場合に、可能な範囲で発令する。

なお、一旦設定した基準についても、その信頼性を確保するため、災害の発生の都度、その適否を検証し、災害履歴と照らし合わせて継続的に見直しを行っていく必要がある。

(2) 判断基準の設定に係る助言

判断基準や発令対象区域の設定については、必要に応じて、専門的知識を有する中部地方整備局・県（水防、砂防所管）や名古屋地方気象台に助言を求める。

(3) 事前準備

市は、避難勧告等を発令しようとする場合において、国又は県に必要な助言を求めるこ

2 災害予防計画

とができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておく等、必要な準備を整えておく。

また、躊躇なく避難勧告等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

2 県（建設部）、名古屋地方気象台及び中部地方整備局における措置

県、名古屋地方気象台及び中部地方整備局は、市が、避難勧告等の判断基準や発令対象区域の設定及び見直しを行う場合について、必要な助言等を行う。

第4節 避難誘導等に係る計画の策定

1 市及び防災上重要な施設の管理者における措置

市及び防災上重要施設の管理者は、災害時において安全かつ迅速に避難することができるようあらかじめ避難誘導等に係る計画を作成しておく。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

また、市は、洪水時における避難誘導體制の整備を以下のとおり総合的に進める。

(1) 災害の種別に応じた緊急避難の指示・連絡のための情報伝達体制の確立

大規模災害発生時の一斉帰宅を抑制するため、公共交通機関の運行状況によっては「むやみに移動を開始しない」という基本原則を積極的に広報することが必要である。また、事務所等に対して従業員等を職場等に滞在させることができるよう、必要な物資の備蓄等を促す。

(2) 地理不案内な来訪者の安全避難を支援するとともに、夜間発生時における適切な避難誘導のための標識・案内図・非常街路灯・照明器具その他備品類等の整備

(3) 適切な避難誘導のための関係機関・団体等との連携の強化

社会福祉施設等の管理者は、その施設を利用する者を適切に避難誘導するため、市、地域住民、ボランティア団体等の多様な主体と協力体制を図る。

2 市の避難計画

(1) 市の避難計画

市の避難計画には、原則として次の事項を記載する。

ア 避難勧告等を行う基準及び伝達方法

イ 緊急避難場所、避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口

なお、指定緊急避難場所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

ウ 緊急避難場所、避難所への経路及び誘導方法

エ 緊急避難場所開放、避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項

- (ア) 給水措置
- (イ) 給食措置
- (ウ) 毛布、寝具等の支給
- (エ) 衣料、日用必需品の支給
- (オ) 負傷者に対する応急救護
- オ 緊急避難場所、避難所の管理に関する事項
 - (ア) 緊急避難場所や避難所の秩序保持
 - (イ) 避難者に対する災害情報の伝達
 - (ウ) 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底
 - (エ) 避難者に対する各種相談業務
- カ 災害時における広報
 - (ア) 広報車による周知
 - (イ) 避難誘導員による現地広報
 - (ウ) 住民組織を通ずる広報
- (2) 防災上重要な施設の管理者の留意事項

学校、病院、工場、その他防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図ると同時に、訓練等を実施することにより避難の万全を期する。

 - ア 学校においては、それぞれの地域の特性等を考慮した上で、想定される被害の状況に応じた対応ができるよう、避難の場所、経路、時期及び誘導及びその指示伝達の方法等を定める。
 - イ 義務教育の児童生徒を集団的に避難させる場合に備えて、学校及び教育行政機関においては、緊急避難場所及び避難所等の選定及び保健・衛生、給食等の実施方法について定める。
 - ウ 病院において、患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合において、他の医療機関又は避難所の確保、移送の方法、保健・衛生、入院患者に対する実施方法等について定める。

第5節 避難に関する意識啓発

1 市、県（防災安全局、建設局、関係局）及び名古屋地方気象台における措置

市及び県は、市民が的確な避難行動をとることができるようにするため、緊急避難場所・避難所・災害危険地域等を明示した防災マップ、洪水時の浸水想定区域及び浸水深を示したハザードマップ、広報誌・PR紙等を活用した広報活動、並びに研修を実施し、市民の意識啓発を図る。

(1) 緊急避難場所等の広報

緊急避難場所や避難所の指定を行った市は、次の事項につき、地域住民に対する周知徹底に努める。

ア 緊急避難場所、避難所の名称

2 災害予防計画

イ 緊急避難場所、避難所の所在位置

ウ 避難地区分け

エ 緊急避難場所、避難所への経路

オ 緊急避難場所、避難所の区分

カ その他必要な事項

(ア) 指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うこと

(イ) 指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること

(2) 避難のための知識の普及

市、県及び名古屋地方気象台は、必要に応じて、次の事項について市民に対して、普及のための措置をとる。

ア 平常時における避難のための知識

イ 避難時における知識

(ア) 避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とすること

(イ) 避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること（特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があること）

(ウ) 避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等、やむを得ないと市民自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきこと

(エ) 市長から〔警戒レベル5〕災害発生情報が発令された場合、未だ避難できていない住民は命を守るための最善の行動をとる必要があること

ウ 緊急避難場所、避難所滞在中の心得

(3) その他

ア 防災マップの作成にあたっては市民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する市民等の理解の促進をはかるよう努める。

イ 市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する際には、愛知県避難誘導標識等設置指針を参考とし、指定緊急避難場所の場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努める。

ウ 市及び県は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

■基本方針

- 市長等は、あらかじめ指定避難所の指定及び整備、避難所の運営体制の整備を図り、災害時における市民の生活環境の確保に努める。
- 市、県及び要配慮者が利用する社会福祉施設等の管理者は、「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」（平成6年愛知県条例第33号）の目的に従い、真に人にやさしい施設整備に努めるとともに、要配慮者に配慮した情報伝達体制の推進及び教育・広報活動等に努める。
- 市は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努める。また、避難行動要支援者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を一層図る。その際には、内閣府が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」や県が作成している「市町村のための災害時要配慮者支援体制構築マニュアル」等を活用する。
- 社会福祉施設等の管理者は、その施設を利用する者を適切に避難誘導するため、市、地域住民、ボランティア団体等の多様な主体と協力体制を図る。
- 令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。
- 市及び県は、公共交通機関の運行状況によっては、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という基本原則を積極的に広報することにより、帰宅困難者の集中による混乱発生の防止に努める必要がある。また、一斉帰宅を抑制するため、事業者等に対して従業員等を職場等に滞在させることができるよう、必要な物資の備蓄等を促す。

第1節 避難所の指定・整備等

1 市における措置

(1) 避難所等の整備

市は、地域の実情に応じた避難者数を想定し、さらに市町村相互の応援協力体制のバックアップのもとに避難所等の整備を図る。

また、避難者が最寄りの避難所等へ避難できるよう、必要に応じて町丁界や行政界を越えての避難を考慮して整備していく。

なお、都市農地を避難場所等として活用できるよう、都市農業者や関係団体との協定の締結や当該農地における防災訓練の実施等に努める。

(2) 指定避難所の指定

ア 市は、避難所が被災した市民が一定期間滞在する場であることに鑑み、円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保する観点から、学校や公民館等の市民に身近な

2 災害予防計画

公共施設等を災害対策基本法施行令に定める規模条件、構造条件、立地条件、交通条件等の基準に従って指定する。

イ 上記アの基準に加え、避難所として指定する施設は、耐震性、耐火性の確保、天井等の非構造部材の耐震対策を図るとともに、バリアフリー化しておくことが望ましい。

ウ 避難者の避難状況に即した最小限のスペースを、次頁（参考）のとおり確保するとともに、避難所運営に必要な本部、会議、医療、要配慮者等に対応できるスペースを確保する。

エ 指定避難所となる施設において、あらかじめ必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進める。

オ 必要に応じ県と連携を取り、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、配慮を要する高齢者、障害者等が相談等の必要な生活支援が受けられる等、安心して生活できる体制を整備した福祉避難所の選定に努める。

カ 指定にあたっては、原則として、防災関係機関、教育機関の管理諸室、病院等医療救護施設、ヘリポート、物資集配拠点等の災害対策に必要な施設を避難所として使用しないこととする。また、災害発生時に複数の避難者がやむを得ず指定避難所以外の施設に避難した場合は、その場所を新たに避難所として追認、登録することが必要である。

キ 市は、指定管理施設を指定避難所とする場合には、施設の設置者及び指定管理者との間で、あらかじめ避難所運営に関する役割分担等を明確にしておく。

(3) 避難所が備えるべき設備の整備

避難所には、内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布等の整備を図るとともに、マスク、消毒液の備蓄に努める。さらに、空調・洋式トイレ等、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。

なお、バリアフリー化がされていない施設を避難所とした場合には、要配慮者が利用しやすいよう障害者用トイレ、スロープ等の仮設に努める。

また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるとともに、緊急時に有効な次の設備について、平常時から避難所等に備え付け、利用できるよう整備しておくよう努めていく。

ア 情報受発信手段の整備

防災行政無線、携帯電話、FAX、パソコン、拡声器、コピー機、テレビ、ラジオ等、ホワイトボード等

イ 運営事務機能の整備

コピー機、パソコン等

ウ バックアップ設備の整備

投光器、自家発電設備等

(4) 避難所の破損等への備え

市は、避難所として指定した施設等の破損に備えて、避難用テントの備蓄等を図る。

(5) 避難所の運営体制の整備

ア 市は、県が作成した「愛知県避難所運営マニュアル」や「妊産婦・乳幼児を守る災害時ガイドライン」等を参考に各地域の実情を踏まえ、避難所における男女のニーズの違

い等男女双方の視点等に配慮した避難者の代表等（又は自治会の組織の代表等）による運営及び市職員の管理運営に参画する体制を検討する。また、運営体制については、避難所ごとに整備を図る。

イ 市は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努め、市民等が主体的に避難所を運営できるように配慮する。

ウ 避難所の運営にあたっては、現に避難所に滞在する市民だけでなく、在宅や車中、テントなどでの避難生活を余儀なくされる市民への支援も念頭に置いた運営体制を検討する。

エ 市は、避難所でのペット同行避難者の受入体制について検討する。

オ 市は、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

カ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染者が発生した場合の対応を含め、県が作成した「避難所における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」などを参考に、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して取組を進めるとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努める。

(6) 避難所での情報提供体制の整備を推進

(7) 避難所マニュアルの研さん

マニュアルを研さんし、避難所での迅速かつ的確な対応に努める。

(参考)

(1) 避難所における一人当たりの必要占有面積

1㎡/人	発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積
2㎡/人	緊急対応初期の段階での就寝可能な占有面積
3㎡/人	避難所生活が長期化し、荷物置場を含めた占有面積

(2) 広域避難場所及び一時避難場所における一人当たりの必要占有面積は、概ね2㎡以上。

※ 介護が必要な要配慮者のスペース規模は、収容配置上の工夫を行う。

また、避難者の状況に応じた必要な規模の確保に努める必要がある。

附属資料	第3 各種施設等 2 避難場所・避難所
------	------------------------

第2節 避難所における「住」環境整備

1 市における措置

大規模災害発生時における避難所設置期間が長期にわたる場合（「災害救助の実務」に基づく原則的な設置基準としての1週間を超える場合）を想定し、避難所となる施設における「住」環境整備を以下のとおり総合的に進める。

- (1) 学校施設における避難所としての住環境整備
- (2) その他市施設における避難所としての住環境整備
- (3) 避難所開設のために必要な備品類の備蓄等

2 災害予防計画

- (4) 長期の避難者の衛生、健康の確保を図るための保健衛生対策の推進
- (5) 近隣市町、民間団体・事業所との応援協定締結

第3節 要配慮者支援対策

1 市、県（福祉局、保健医療局、県民文化局、防災安全局）及び社会福祉施設等管理者における措置

市は、高齢者、障害者、傷病者、乳幼児、外国人等の災害対応能力にハンディキャップのある者（以下、「要配慮者」という。）の安全環境整備について、内閣府作成の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を踏まえ県が作成している「市町村のための災害時要配慮者支援体制構築マニュアル」を活用して進める。

また、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら平常時から避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、これらの者に係る避難誘導體制の整備を図ることにより総合的に避難誘導體制を整備する。

(1) 社会福祉施設等における対策

ア 組織体制の整備

施設等管理者は、災害の予防や災害時の迅速かつ的確な対応のため、あらかじめ自衛防災組織等を整備し、動員計画や非常招集体制等の確立に努める。

また、市との連携のもとに、近隣施設間、地域住民やボランティア組織等の協力を得て、入所者の実態に応じた体制づくりに努める。

イ 緊急連絡体制の整備

市及び施設等管理者は、風水害等災害の発生に備え、消防機関等への緊急通報のための情報伝達手段の整備を図る。

ウ 防災教育・防災訓練の実施

市及び施設等管理者は、要配慮者が自らの対応能力を高めるため、個々の要配慮者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

エ 防災備品等の整備

施設等管理者は、災害に備え、食料、生活必需品等の備蓄を図るよう努める。

オ 耐震性能の向上

市及び施設等管理者は、公共施設、社会福祉施設及び要配慮者の住宅について、耐震性能の向上を図り、人的被害の防止に努める。

カ 非常用電源の確保等

病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努める。

(2) 在宅の要配慮者対策

ア 緊急警報システム等の整備

市は、要配慮者の対応能力を考慮した緊急警報システムの整備を進めるとともに、地域ぐるみの避難誘導システムの確立を図る。

イ 応援協力体制の整備

市は、被災時の要配慮者の安全と入所施設を確保するため、医療機関、社会福祉施設、近隣住民、自主防災組織やボランティア組織、国及び他の地方公共団体等との応援協力体制の確立に努める。

ウ 防災教育・防災訓練の実施

市は、要配慮者が自らの対応能力を高めるため、個々の要配慮者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

(3) 避難行動要支援者対策

ア 避難行動要支援者名簿の掲載要件

市は、要配慮者のうち、災害時において自ら避難することが困難であって、円滑かつ迅速な避難の確保をするうえで特に支援を要し、生活基盤が自宅にある者のうち、次の要件を満たす者を避難行動要支援者名簿に掲載する。

- (ア) 要介護認定3～5を受けている者
- (イ) 身体障害者手帳1・2級（総合等級）を所持する身体障害者（心臓、じん臓等の内部機能障害のみで該当するものは除く）
- (ウ) 療育手帳A判定を所持する知的障害者
- (エ) 精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者で単身世帯の者
- (オ) その他市長が認める者

イ 避難行動要支援者名簿の整備等

(ア) 要配慮者の把握

市は、災害時に要配慮者に対する援護が適切に行われるよう、関係部署等が保有している要介護高齢者や障害者、外国人等の情報を把握する。

(イ) 避難行動要支援者名簿の作成

市は、要配慮者の中から、要介護状態区分、障害区分、家族の状況等を考慮し、避難行動要支援者の要件を設定し、市内部組織及び県その他の関係者の協力を得て、氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援等を必要とする理由等必要な事項を記載した避難行動要支援者名簿を作成する。

その際、設定した要件にあてはまらない者であっても、要配慮者自らが避難行動要支援者名簿への掲載を求めた場合には柔軟に対応できるものとする。

(ウ) 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有

名簿に登載される要支援者は、転出・転入、出生・死亡、障害の発現等により絶えず変化することから、避難支援に必要となる情報を適宜更新し、関係者間で共有する。

(エ) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

市は、避難行動要支援者本人又はその保護者の同意に基づき、避難支援等関係者（消防署、警察署、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織、その他の避難支援等の実施に携わる者）に対し、避難行動要支援者名簿に登載された情報を事前に提供できる。

そして、これらの名簿情報を施錠可能な場所で保管し、複製の制限等による情報管理の徹底を図るとともに、避難支援等関係者への研修会の開催等を通じて、情報漏洩防止の措置を求める等、避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために、名簿引き渡し時に必要な措置を講ずる。なお、庁舎の被災等の事態が生じた場合にお

2 災害予防計画

いても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努める。

また、市は、当該市の条例の定めにより、又は、避難行動要支援者本人への郵送や個別訪問などの働きかけによる説明及び意思確認により、平常時から、名簿情報を広く避難支援等関係者に提供することについて周知を行う。

ウ 市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

(4) 要配慮者を支える体制づくり

ア 地域ぐるみの助け合いによる緊急避難支援体制づくり

イ 要配慮者優先の非常時生活行動規則の確立・徹底

ウ 要配慮者専用2次避難所の広域的ネットワークの確立

エ 要配慮者相互扶助組織・ボランティア団体・事業所等及び関係機関との連携強化

オ 近隣又は遠隔地市町村との相互応援協定の締結

これらを図ることにより総合的に要配慮者等の環境を整備する。

(5) 外国人等に対する対策

市、県及び防災関係機関は、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、災害発生時に迅速かつ確かな行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努める。

ア 避難場所や避難所、避難路の標識等については、ピクトグラム（案内用図記号）を用いる等、簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進する。

イ 外国人を支援の対象としてだけでなく、地域の担い手として活躍できるように、地域全体で災害時の体制の整備に努める。

ウ 多言語ややさしい日本語による防災知識の普及活動を推進する。

エ 外国人も対象とした防災教育や防災訓練の普及を図るよう努める。

オ 災害時に多言語情報を提供する愛知県災害多言語支援センターの体制整備を推進する。

(6) 浸水想定区域内の要配慮者利用施設に対する対策

ア 浸水想定区域内の施設等の公表

市は、浸水想定区域内の要配慮者利用施設で当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合には、これらの施設名称及び所在地をこの計画に定めるとともに、市民への周知を図る。

イ 洪水時の要配慮者利用施設の管理者への洪水予報等の的確かつ迅速な伝達

市は、浸水想定区域内の要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについては、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法を定めるとともに、市民への周知を図る。

ウ 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施

(ア) 計画の作成等

清須市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の管理者等は、水害時における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避

難の確保を図るために、避難確保計画を作成するとともに、当該避難確保計画に基づき避難訓練を実施する。

(イ) 施設管理者等に対する防災知識の普及

市は、清須市地域防災計画に要配慮者利用施設の名称及び所在地を定めた場合に、当該要配慮者利用施設の管理者等に対して、水害の危険性を説明するなど、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施の重要性を認識させるよう努める。

(ウ) 施設管理者等に対する支援

市及び県の関係局は、当該要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施について、当該要配慮者利用施設の管理者等を、連携して支援するよう努める。

(エ) 市長の指示等

市長は、清須市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設が作成する避難確保に関する計画について、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の水害時における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して必要な指示をすることができ、また、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由なくその指示に従わなかった時は、その旨を公表することができる。

附属資料	第3 各種施設等 1 防災上注意すべき施設 (2) 洪水時の避難確保が必要な要配慮者施設
------	---

第4節 帰宅困難者対策

1 市及び県（防災安全局）における措置

市及び県は、公共交通機関が運行を停止した場合、ターミナル駅周辺等において、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する可能性があることから、次の対策を実施する。

(1) 帰宅困難者対策の基本原則や安否確認手段に係る広報

「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という帰宅困難者対策の基本原則や安否確認手段の家族間等での事前確認等の必要性について、平常時から積極的に広報する。

(2) 事業者による物資の備蓄等の促進

企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内にとどめておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促す。

2 支援体制の構築

帰宅困難者に対する対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、一時滞在施設（滞在場所）の提供、帰宅のための支援等、多岐にわたるものである。帰宅困難者対策は、行政のエリアを越えかつ多岐にわたる分野に課題が及ぶことから、これに関連する行政、事業所、学校、防災関係機関が相互に連携・協力する仕組みづくりを進め、発災時における交通情報の提供、水、食料の提供、従業員や児童生徒等の保護等について、支援体制の構築を図る。

第10章 広域応援体制の整備

■基本方針

○市及び県等の防災関係機関は、大規模な災害等が発生した場合において、速やかに災害応急活動等が実施できるよう、あらかじめ相互応援協定を締結する等、広域的な応援体制の整備を図る。なお、相互応援協定の締結にあたっては、大規模な地震・津波災害等による同時被災を避ける観点から、近隣の団体に加えて、遠方に所在する団体との間の協定締結も考慮する。

第1節 広域応援体制の整備

1 市及び県（防災安全局、各局）における措置

(1) 応援要請手続きの整備

市は、国又は他の地方公共団体への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておく等、必要な準備を整える。

(2) 応援協定の締結等

ア 相互応援協定の締結

市及び県は、災害対策基本法第49条の2に基づき、県、市町村等との相互応援に関する協定の締結に努める。

イ 技術職員の確保

市及び県は、土木・建築職などの技術職員が不足している市への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努める。

ウ 民間団体等との協定の締結等

市及び県は、災害対策基本法第49条の3に基づき、民間団体等と応援協定を締結するなど、必要な措置を講ずることにより、各主体が災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策を行えるよう努める。民間団体等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間団体等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間団体等の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間団体等のノウハウや能力等を活用する。また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。

(3) 防災活動拠点の確保等及び受援体制の整備

ア 防災活動拠点の確保等

市及び県は、円滑に国等からの広域的な応援を受けることができるよう、自衛隊・警察・消防をはじめとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要となる拠点、緊急輸送ルート等の確保、整備及びこれらの拠点等に係る関係機関

との情報の共有に努める。

なお、緊急輸送ルート等の確保にあたっては、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点について把握・点検する。

イ 受援体制の整備

市及び県は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペース等の確保を行う。

また、市及び県は、訓練等を通じて、被災市区町村応援職員確保システムを活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。

ウ 訓練、検証等

県は、広域的な受援に係る計画や相互応援協定等の実効性を高めていくため、各種訓練等を通じた検証を行うとともに、検証結果や国、県、市町村、その他防災関係機関等の体制変更、施設、資機材等の整備の進捗に応じて、随時、計画等の必要な見直しを行う。

2 市における措置

市は、迅速かつ適切な相互協力・応援体制の整備・強化を以下のとおり総合的に進める。

- (1) 防災協定等の締結促進を含む2次災害防止と迅速な都市機能復旧のために必要な防災関係機関相互の連携強化
- (2) 大規模災害発生時における近隣市町村及び広域的市町村相互の応援協力体制の整備・強化

市域にかかる災害について適切な応援措置を実施するため、災害対策基本法第67条の規定により、他の市町村との間で災害に関し、物資等の提供、斡旋及び人員の派遣等について応援協定を締結するよう努める。
- (3) 大規模災害の発生時に人命救助活動等の消防応援を行う緊急消防援助隊の受援体制の確立

大規模な災害が発生し、国等からの広域的な応援を受ける場合に、自衛隊・警察・消防を始めとする応援隊等の人員・資機材・物資の集結・集積に必要となる活動拠点及び受援体制について、関係機関と調整の上、確保、整備に努める。
- (4) 大量な救援ニーズと特殊な救援ニーズを満たすために不可欠なボランティアの受入れ体制の整備を図ることにより、総合的に災害時相互協力・応援体制の整備・強化を行う。
- (5) 相互応援協定の締結にあたっては、大規模な地震・津波災害等による同時被災を避ける観点から、近隣の団体に加えて、遠方に所在する団体との間の協定締結も考慮する。

3 防災関係機関における措置

防災関係機関は災害応急対策又は災害復旧の実施に際し、相互応援や民間団体等の協力を得るため、災害対策基本法第49条の2及び同条の3の規定等により、応援協定を締結する等、

2 災害予防計画

必要な措置を講ずるよう努める。

第2節 応援部隊等に係る広域応援体制の整備

1 市及び県（防災安全局、福祉局、保健医療局）における措置

(1) 緊急消防援助隊

市及び県は、大規模災害の発生時に人命救助活動等の消防応援を行う緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練等を通じて消防活動能力の向上及び受援体制の確立に努める。

(2) 広域航空消防応援

市及び県は、大規模特殊災害が発生した場合において、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援が、円滑、迅速に実施できるよう実践的な訓練等を通じて活動体制の整備に努める。

(3) 県内広域消防相互応援協定

市は、愛知県下に大規模災害等が発生した場合において、「愛知県内広域消防相互応援協定」に基づく消防応援活動が、迅速、的確に実施できるよう実践的な訓練等を通じて活動体制の整備に努める。

(4) 医療救護活動広域応援

県は、中部9県1市で締結した「災害時等の応援に関する協定」において、医療救護活動に必要な物資等の提供及びあっせん並びに人員の派遣、医療機関による傷病者の受入れについて相互に応援することを定めている。

県は、大規模災害等が発生した場合において、「愛知DMAT設置運営要領」及び「愛知DMATに関する協定」に基づく医療救護活動が、迅速、的確に実施できるよう災害派遣医療チーム（DMAT）の充実強化や実践的な訓練、ドクターヘリの災害時の運用要領の策定や複数機のドクターヘリ等が離着陸可能な参集拠点等の確保の運用体制の構築等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努める。

また、県は、災害派遣精神医療チーム（DPAT）等の整備に努める。

2 西枇杷島警察署及び県警察における措置

(1) 県警察は、実践的な訓練、装備資機材の充実等を通じて、都道府県警察の相互支援を行う警察災害派遣隊等の災害警備能力の向上に努める。

(2) 県警察は、警察法第60条の規定に基づき警察災害派遣隊等の応援を受けた場合、部隊活動が迅速、的確に実施できるように努める。

(3) 西枇杷島警察署及び県警察は、救出救助用資機材の整備を推進する。

第3節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備

1 市及び県（防災安全局、各局）における措置

(1) 災害時の円滑な物流に向けた体制の検討

市及び県は、円滑に国等からの支援物資の受入・供給を行うため、広域物資輸送拠点や地域内輸送拠点等（以下、「物資拠点」という。）の見直しを始め、物資拠点における作業体制等について検討を行うとともに、関係機関との情報の共有に努める。

また、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。この際、県及び市は、災害時に物資拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資拠点を選定しておくよう努める。

(2) 訓練・検証等

市及び県は、災害時に支援物資を円滑に搬送するため、連携して物資拠点等における訓練を行うとともに、訓練検証結果や市、国、県、その他防災関係機関等の体制変更、施設、資機材等の整備の進捗に応じて、随時、計画等の必要な見直しを行う。

第11章 応急活動体制の整備・強化

第1節 市の応急活動体制の整備・強化

市は、迅速かつ適切な応急活動体制の整備・強化を以下のとおり総合的に進める。

- (1) 非常時における職員配置を踏まえた人事方針及び組織改革の検討
- (2) 防災に関するスペシャリストの育成・強化
- (3) 市庁舎、小・中学校その他市施設における防災拠点機能の整備・強化

第2節 情報の収集・伝達体制の整備・強化

市は、迅速かつ適切な情報の収集・伝達体制の整備・強化を以下のとおり総合的に進める。

- (1) 防災行政無線のデジタル化等を含む電話混線又は途絶時における防災機関相互の通信・連絡手段の多ルート化
- (2) 情報が集まらない場合又は少ない場合における状況分析のスペシャリストの育成・強化又はマニュアルの作成・徹底
- (3) 市幹部及び防災対策関係職員への非常時通信・連絡手段の確保
- (4) 県及び防災関係機関等と気象情報、河川水位情報、道路情報、被害情報、応急対策情報等をリアルタイムで共有化し、迅速かつ的確な応急対策を実施するための県が整備を推進する防災情報システムの担当職員の習熟

第3節 災害時の広報体制の整備・強化

市は、迅速かつ適切な広報活動体制の整備・強化を以下のとおり総合的に進める。

- (1) 大量かつ迅速な広報活動を実施するために必要な市ぐるみの総動員体制の確立
東海豪雨では、一部地域で防災行政無線が聞き取りにくかったため、消防団による広報伝達及び自主防災組織への連絡、マスコミへの連絡体制の整備を推進する。
- (2) 点字、手話、外国語等の要配慮者向けの広報活動実施体制の整備・強化
- (3) 非常時における効果的な広報活動実施のために必要なスペシャリストの育成・強化又はマニュアルの作成・徹底

第12章 給水体制の整備

第1節 給水体制の整備

市は、市、防災機関、病院その他の防災拠点施設の機能維持のために必要な上水の供給及び被災者への飲料水の供給について、給水体制の整備を以下のとおり総合的に進める。

- (1) 応急給水用給水源の確保
- (2) 給水用資器材の備蓄、調達体制の確立
- (3) 水道供給事業者である名古屋市上下水道局及び尾張水道事務所との非常時協力協定の締結並びにその他関係機関との連携
- (4) 近隣市町、民間団体・事業所との応援協定締結
- (5) 初動マニュアルの整備その他必要な非常時活動体制の整備・強化

第13章 備蓄体制の整備

第1節 備蓄体制の整備

市は、大規模災害発生時の場合における、備蓄体制の整備を以下のとおり総合的に進める。

- (1) 大規模災害時を想定した備蓄計画の策定及び推進
- (2) 水、食料、生活必需品等の確保対策
- (3) 家庭備蓄の推進
- (4) 橋梁通行が困難になった場合等を想定した各避難所もしくは地域ごとの防災倉庫の整備
- (5) 商工会等民間団体・事業所等からの緊急調達体制の整備
- (6) 医療救護に必要な物品等の確保
- (7) 応急対策に従事する際に必要な装具（安全靴、ヘルメット、ヘッドライト等）

附属資料	第3 各種施設等 3 防災備蓄倉庫一覧
------	------------------------

第14章 救援・救護体制の整備

第1節 救助・救急体制の整備

市は、救助・救急体制の整備を以下のとおり総合的に進める。

- (1) 災害の種別に応じた救助・救急資器材等の整備・充実
- (2) 専門的能力を要する事案に対応するための警察・消防等救助隊との連携強化
- (3) 近隣市町、民間団体・事業所との応援協定締結
- (4) AED使用や心肺蘇生術の普及等を含む市民の自主救助・救急能力向上の促進

第2節 災害時医療体制の整備

市は、災害時医療体制の整備を以下のとおり総合的に進める。

- (1) 災害の種別に応じた初動医療体制の整備・充実
- (2) 大規模地震時における広域的な後方支援医療機関ネットワークの確立
- (3) ヘリコプターを中心とした重傷患者転送体制の確立
- (4) 精神科救急医療体制の確立
- (5) 災害発生直後に必要な救急医薬品・医療資器材の備蓄

医療機関との連絡体制の向上を図り、市内の医療機関に無線機（子機）を設置するように、医療機関に協力を要請する。

第15章 環境汚染防止及び廃棄物処理体制の整備

第1節 ごみ・がれき処理体制の整備

市は、ごみ・がれき処理体制の整備を以下のとおり総合的に進める。

- (1) 災害の種別に応じた初動体制の整備・充実
- (2) 大規模災害時における中間処理量・最終処分量の見込んだ廃棄物処理計画の策定
- (3) 近隣市町及び民間団体・事業所等との相互応援協定の締結
- (4) 災害時における有害ごみ・危険ごみの分別の徹底等市民への事前PR

第2節 し尿処理体制の整備

市は、し尿処理体制の整備を以下のとおり総合的に進める。

- (1) 災害の種別に応じた初動体制の整備・充実
- (2) 近隣市町及び収集業者・民間団体等との相互応援協定の締結
- (3) 仮設トイレ、携帯用便器、バキュームカー等資機材確保計画の確立

第3節 公衆衛生対策等実施体制の整備

市は、公衆衛生対策等実施体制の整備を以下のとおり総合的に進める。

- (1) 災害の種別に応じた初動体制の整備・充実
- (2) 大規模災害時における大量の公衆衛生等活動作業量を見込んだ実施計画の策定
- (3) 近隣市町及び公衆衛生等関係業者・民間団体等との相互応援協定の締結
- (4) 防疫用薬剤・散布器、棺、環境測定装置、専用車両等公衆衛生・環境保全関係資機材確保計画の確立
- (5) 市民に対して、災害によって排出された大量のゴミの処理の仕方や消毒薬の使い方の周知

第16章 防災訓練及び防災意識の向上

■基本方針

- 市、国及び県は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る。
- 特に稀にしか発生しない大規模かつ広域的な災害に備え、市民・民間企業等が、防災・減災対策に自ら取り組むためには、動機付けやコスト等の障害があるため、自助・共助の必要性を適切に伝え、行動に結びつけるための取組を行う。
- 市は、防災週間、水防月間、全国火災予防運動、文化財防火デー等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練を実施する。
- 防災訓練、教育等の実施にあたっては、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。また、防災訓練の実施にあたっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。
- 様々な複合災害を想定した図上訓練等を行い、各種対策や計画の見直しに努める。

第1節 防災訓練の実施

1 市及び県（防災安全局、各局）等における措置

市は、実際の防災訓練の実施を以下のとおり総合的に進める。

市は、国や県等防災関係機関とできる限り多くの民間企業、ボランティア団体及び要配慮者を含めた市民等の協力、連携のもとに大規模災害に備えて防災訓練を実施する。

訓練の実施にあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定を明確にするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込む等、より実践的な内容となるように努め、次のとおり実施する。

(1) 基礎訓練

ア 水防訓練

水防管理団体は、水防計画に基づき、水防活動の円滑な遂行を図るため、地域の河川状況を勘案した水防訓練を実施する。

また、必要に応じ広域洪水等を想定し、水防管理団体が連合する等、防災関係機関が合同して実施する。

(イ) 実施時期

出水期を前に最も訓練の効果のある時期に実施する。

2 災害予防計画

(1) 実施地域

河川の危険地域等洪水のおそれのある地域で実施する。

イ 消防訓練

市は、消防計画に基づく消防活動が円滑に実施できるため、消防に関する訓練を実施するほか、必要に応じ大火災を想定し、市及び県等が合同して実施する。

ウ 避難・救助訓練

市その他防災関係機関は、関係の計画に基づく避難その他救助の円滑な遂行を図るため、水防、消防等の災害防護活動と併せ、又は単独で訓練を実施する。

また、学校、病院、鉄道、社会福祉施設、工場、事業所等にあつては、学生、利用者、従業員等の人命保護のため、避難施設の整備を図り、避難訓練を実施する。

なお、都市型水害対策訓練、地下空間からの避難訓練についても実施に努める。

特に、自主防災組織、地域住民の参加による地域の実情に応じた訓練を徹底する。

エ 通信訓練

市、県及び防災関係機関は、災害時における通信の円滑化を図るため、非常通信協議会等の協力を得て、各種災害を想定し、通信訓練を実施する。

オ 非常招集訓練

市、県及び防災関係機関は、各種災害を想定し勤務時間外における職員、消防団、水防団等円滑な参集、非常配備体制の万全を期するため、必要に応じ実施する。

(2) 総合防災訓練

上記各種の基礎訓練を有機的に組合せ、防災関係機関が合同又は連携して、同一想定に基づき総合的な訓練を実施する。

ア 実施時期

災害発生が予想される前の訓練効果のある時期を選んで実施する。

イ 実施場所

災害のおそれのある地域又は、訓練効果のある適当な場所において実施する。

ウ 実施の方法

市、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関及び地域住民、事業所等が一体となって、又は連携して、同一想定に基づき予想される事態に即応した実践的な内容の災害応急対策活動を実施する。

また、災害応援に関する協定に基づき、他県等との訓練の相互参加及び共同訓練の実施に努める。

さらに、ボランティア団体に対しても、総合訓練への参加を求める。

(3) 広域応援訓練

市及び県は、市が被災し、十分な災害応急対策の実施が困難な状況に陥った場合を想定し、県と他の市町村が連携し、広域的な応援を行う防災訓練を実施する。

(4) 防災訓練の指導協力

市及び県は、居住地、職場、学校等において、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、きめ細かく実施又は行うよう指導し、市民の災害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。

また、防災関係機関あるいは自主防災組織が実施する防災訓練について、計画遂行上の

必要な指導助言を行うとともに、積極的に協力する。

さらに、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

(5) 地区防災訓練の実施

各地域における災害危険特性や防災基礎体力特性を踏まえた地区防災訓練を実施する。

(6) 市の防災体制の中心となるべき職員の参集訓練の実施

(1)から(4)により非常時における防災行動力の向上に努める。なお、実働訓練の実施にあたっては過去の災害を教訓としたより実践的なものとし、地下空間からの避難訓練についても実施に努める。

また、東海豪雨における実体験を教訓とするとともに、訓練の実施にあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、災害規模や被害想定を明確にするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込む等、より実践的な内容となるように努める。

(7) 図上訓練等

市は、職員の災害対応能力の向上を図るため、災害対策本部において応急対策活動に従事する本部要員に対し、様々な複合災害を想定した実践的な図上訓練や実際の災害対処訓練（ロールプレイング方式）等を実施し、各種対策や計画の見直しに努める。

(8) 訓練の検証

市は、訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を整理し、必要に応じて改善措置を講ずるとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

2 県公安委員会における措置

県公安委員会は、災害対策基本法の定めるところにより防災訓練を効果的に実施するために、必要な限度で区域又は道路の区間を指定して、通行禁止等の交通規制を実施する。

3 防災関係機関における措置

防災関係機関は、地震による災害時においては、有線設備、特に地下ケーブル、架空ケーブル等が潰滅的な被害を受けるほか、無線設備においても少なからず被害を受けることが考えられ、通信の途絶の事態が予想される。このような事態に対処し、通信の円滑な運用を確保するためには、機関ごとに災害時における情報の収集及び伝達の要領、さらには内部処理の方法、通信設備の応急復旧等についての訓練を繰り返し行う必要がある。

なお、これらの訓練は、同一機関が設備する通信施設及び複数の他機関が設備する通信施設の相互間において実施する。

4 市（教育委員会）、県（教育委員会）及び国立私立各学校等管理者における措置

児童生徒等及び職員の防災に対する意識の高揚を図り、災害発生時に迅速かつ適切な行動をとり得るよう、必要な計画を樹立するとともに訓練を実施する。

(1) 計画の策定及び周知徹底

災害の種別に応じ、学校等の規模、所在地の特性、施設設備の配置状況、児童生徒等の

2 災害予防計画

発達段階を考慮し、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達の方法の計画をあらかじめ定め、その周知徹底を図る。

計画策定に際しては、県（防災安全局）や市の防災担当部局等の関係機関との連絡を密にして専門的立場からの指導・助言を受ける。

(2) 訓練の実施

学校における訓練は、教育計画に位置付けて実施するとともに、児童会・生徒会等の活動とも相まって、十分な効果をあげるよう努める。

(3) 訓練の反省

訓練実施後は、十分な反省を加えるとともに、必要に応じ計画の修正・整備を図る。

第2節 防災のための意識啓発・広報

1 市、県（防災安全局、農林基盤局、建設局等関係局）、県警察及び名古屋地方気象台等における措置

(1) 防災意識の啓発

市及び県は、市民が「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとることができるよう、防災関係機関、民間事業者等と協力して、次の事項を中心に防災についての正しい知識、防災対応等について啓発する。

また、県は、災害に関するビデオ等を市、学校等に貸し出して、防災教育の推進を図る。

名古屋地方気象台は、市民が防災情報を活用し的確な防災行動をとることができるよう、市、県及び防災関係機関と協力して、次の事項のア、オ、カ、キ、コ、ス～ソについて解説を行い、啓発を図る。

さらに、市及び県は、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するよう努める。

ア 災害に関する基礎知識

イ 正確な情報の入手

ウ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容

エ 地域の緊急避難場所、避難路に関する知識

オ 警報等や避難勧告等の意味と内容

【風水害】

カ 警報等発表時や避難勧告等の発表や発令時にとるべき行動

【地震】

キ 緊急地震速報や避難勧告等の発令時にとるべき行動

ク 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動

ケ 避難生活に関する知識

コ 県内の活断層や活断層地震への対策に関する知識

サ 家庭における防災の話し合い（災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）について、あらかじめ決めておくこと）

シ 応急手当方法の紹介、平常時から市民が実施すべき水、食料、生活必需品の備蓄、出

火防止等の対策の内容

ス 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容

セ 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識

ソ 南海トラフ地震に関連する情報の内容・性格並びにこれに基づきとられる措置の内容

タ 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合及び地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う避難・救助活動、初期消火及び自動車運行自粛等防災上とるべき行動に関する知識

(2) 防災に関する知識の普及

市及び県は、防災週間、水防月間等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、2次災害防止に関する総合的な知識の普及に努める。この際、愛知県防災教育センターの活用を図る。

また、市及び県は、地域と連携を図り、地域の実情に応じた防災の教育及び普及促進に努めるとともに、各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。

さらに、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー、障害福祉サービス事業者等）の連携により、要配慮者（高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者）に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。

(3) 家庭内備蓄等の推進

市及び県は、災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想され、水、食料、生活必需品の入手が困難になるおそれがあるため、水、食料、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等、生活必需品について、可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の家庭内備蓄を推進するとともに、マスク、消毒液、体温計といった感染防止対策資材について、できるだけ携行して避難するよう呼びかける。さらに、自動車へのこまめな満タン給油を呼びかける。

また、地震保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図る。

(4) 過去の災害教訓の伝承

市及び県は、市民が過去の災害から得られた教訓を伝承するよう、その重要性を啓発する。

また、教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、市民が閲覧できるよう公開に努める。

第3節 防災のための教育

1 市（教育委員会）、県（教育委員会）及び国立私立各学校等管理者における措置

学校等での災害を未然に防止するとともに、災害による教育活動への障害を最小限に軽減するため、平常時から必要な教育を行う。

また、災害発生時において、迅速かつ適切な対応を図るため、学校等では平常時から災害に備えて職員等の任務の分担及び相互の連携等について組織を整備しておく。

なお、児童生徒等が任務を分担する場合は、児童生徒等の安全の確保を最優先する。

2 災害予防計画

(1) 児童生徒等に対する防災教育

児童生徒等の安全と家庭への防災思想の普及を図るため学校(幼稚園を含む。以下同じ。)において防災上必要な防災教育を行う。災害リスクのある学校においては、避難訓練と合わせて防災教育を実施し、その他の学校においても防災教育を充実し、子供に対して「自らの命は自らが守る」意識の徹底と災害リスクや災害時にとるべき避難行動(警戒レベルとそれに対応する避難行動等)の理解を促進する。また、防災教育は教育課程に位置付けて実施し、とりわけ学級活動(ホームルーム活動)、学校行事及び訓練等とも関連をもたせながら効果的に行うよう配慮する。

(2) 関係職員の専門的知識の習熟及び技能の向上

関係職員に対する防災指導資料の作成・配布・講習会及び研究会等の実施を促進し、災害及び防災に関する専門的知識の習熟及び技能の向上を図る。

(3) 防災思想の普及

P T A、青少年団体、女性団体等の研修会及び各種講座等、社会教育の機会を活用して、防災思想の普及を図る。

(4) 登下校(登降園)の安全確保

児童生徒等の登下校(登降園を含む。以下同じ。)途中の安全を確保するため、あらかじめ登下校の指導計画を学校ごとに樹立し、平常時から児童生徒等及び家庭等への徹底を図る。

ア 通学路の設定

(ア) 通学路については、警察署、建設事務所、消防署等関係機関及び地元関係者と連携を図り、学区内の様々な状況下における危険箇所を点検し、把握する。

(イ) 平常の通学路に異常が生じる場合に備え、必要に応じて緊急時の通学路を設定する等しておく。

(ウ) 異常気象時における通学路の状況の把握についてその情報収集の方法を確認しておく。

(エ) 児童生徒の個々の通学路及び誘導方法等について常に保護者と連携を取り確認しておく。

(オ) 幼児の登降園については、原則として個人又は小グループごとに保護者が付き添う。

(カ) 高等学校及び特別支援学校における登下校については、児童生徒等の安全が確保できるよう、学校ごとに(ア)から(エ)までに定める事項を考慮しながら具体的な方法を点検し確認しておく。

イ 登下校の安全指導

(ア) 異常気象時の児童生徒等の登下校について指導計画を綿密に確認する。

(イ) 通学路における危険箇所については、児童生徒等への注意と保護者への周知徹底を図る。

(ウ) 登下校時における危険を回避できるよう、児童生徒等に対して具体的な注意事項をあげて指導する。

2 防災関係機関における措置

防災関係機関は、それぞれ又は他と共同して、その所掌事務又は業務について防災教育の

実施に努める。

第4節 防災意識調査及び地震相談の実施

1 市及び県（防災安全局、関係局）における措置

市及び県は、市民の地震についての正しい知識の普及と防災意識の高揚を図るため、次の事項を防災関係機関と有機的な連携のもとに実施する。

(1) 防災意識調査の実施

市民の地震災害対策に関する防災意識を把握するため、アンケート調査等による防災意識調査を必要に応じ実施する。

(2) 耐震相談及び現地診断の実施

地震が起きたとき、はたして我が家は大丈夫かという市民の不安を解消するため、無料で耐震相談を県内各地で実施する。

また、住宅の現地診断についても適宜実施する。

(3) 地震に関する相談の実施

地震についての不安をもっている市民のために、市及び県並びに防災関係機関は、相談に応ずる。

第17章 防災に関する調査研究の推進

■基本方針

○災害は広範な分野にわたる複雑な現象で、かつその実態は地域的特性を有するので、防災に関する研究は、広範多岐にわたる研究部門相互の緊密な連携を図るとともに、各地域の特性に応じた総合的かつ一体的研究体制を確立し、その効率的推進を図る。

第1節 防災に関する調査研究の推進

1 市における措置

市は、防災力の向上に向けた調査・研究を以下のとおり総合的に進める。

- (1) 県はじめ防災関係機関との密接な情報交換と連携方法に関する習熟・徹底
- (2) 東海豪雨における実体験や阪神淡路大震災、東日本大震災等の災害調査報告書その他防災に関する図書・資料の収集・整理及び職員・市民に対する公開の推進
- (3) 防災アセスメントの実施等専門的調査・研究の実施及び防災カルテ等の整備

市においては、地域の災害リスクや災害時にとるべき行動について普及啓発するとともに、危険地域の把握、危険地区の被害想定等各種の調査研究による成果を活用し、災害危険性を地域の実情に即して的確に把握するための、防災アセスメントを積極的に実施する。

また、コミュニティレベル（ブロック単位、自主防災組織単位等）でのきめ細かな防災カルテ・防災マップの作成を積極的に推進する。

- (4) ハザードマップの作成及び公表

災害危険区域及び避難場所、避難路等を具体的に示したハザードマップを作成し、公表する。

- (5) 地籍調査

市は、防災事業の推進や円滑な災害復旧に資するため、土地の最も基礎的な情報である面積や境界等を世界測地系による数値情報により正確に把握し、記録する地籍調査の推進を図る。

2 調査研究成果の活用

調査研究の成果を将来の具体的防災施策樹立の参考に資するよう計画するとともに、教訓となるべき要素を収録して広く関係者に配布し、防災意識の高揚を図る。

第18章 南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応

■基本方針

- 南海トラフ地震臨時情報の発表の有無に関わらず、従前から実施している突発地震の備えを実施することを基本とし、さらなる被害の軽減を目指す観点で、南海トラフ地震臨時情報を有効に活用することが重要である。
- 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対応を、市、県、防災関係機関等が地域の実情に応じてあらかじめ検討し、連携協力して防災対応がとれる体制を確保する。

■ 主な機関の措置

区 分	機関名	主な措置
第1節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の対応	市、県、防災関係機関	情報収集・連絡体制の整備
第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応	市、県、防災関係機関	情報収集・連絡体制の整備 住民への周知・呼びかけ 避難対策等
第3節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応	市、県、防災関係機関	情報収集・連絡体制の整備 住民への周知・呼びかけ

第1節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の対応

1 情報収集・連絡体制の整備

県（防災安全局、関係局）は、南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合は、愛知県災害対策実施要綱に定めるところにより県災害対策本部（第2非常配備（準備体制））を設置する。また、市及び防災関係機関は、あらかじめ定められた必要な体制をとる。

第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応

1 情報収集・連絡体制の整備

県（防災安全局、関係局）は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容その他これらに関連する情報（以下「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等」という。）が

2 災害予防計画

発表された場合は、愛知県災害対策実施要綱に定めるところにより県災害対策本部（第2非常配備（警戒体制））を設置し、必要に応じてその体制を拡張した体制をとる。また、市及び防災関係機関は、あらかじめ定められた必要な体制をとる。

2 後発地震に対して警戒・注意する体制を確保すべき期間

市及び県（防災安全局、関係局）は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生、又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。）に対して、警戒する体制を確保する。また、当該期間の経過後1週間、後発地震に対して注意する体制を確保する。

3 住民への周知・呼びかけ

市及び県（防災安全局、関係局）は、放送事業者等と連携し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係がある事項について周知する。また、国からの指示に基づき地域住民等に対して避難の継続（事前避難）等のあらかじめ定められた措置、及び家具の固定、最寄りの避難所・避難場所の確認、家族との安否確認手段の取決め、家庭における備蓄の確認など、日頃からの地震への備えを再確認する等の防災対応をとる旨を呼びかける。（参考：2「災害予防計画」第16章「防災訓練及び防災意識の向上」第2節「防災のための意識啓発・広報」及び3「災害応急対策計画」第2編第3章「災害情報の収集・伝達・広報」第3節「広報」）

4 避難対策等

(1) 事前避難における避難所の運営

事前避難の際は、知人宅や親類宅等への避難を促すことを基本とするが、それが難しい住民に対しては、市において避難所の確保を行う。また、事前避難においては、被災後の避難ではないため、必要なものは避難者各自で準備することについて、住民に理解を得ることなどが必要である。（3「災害応急対策計画」第2編第10章「避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策」第1節「避難所の開設・運営」及び「南海トラフ地震臨時情報発表時における防災対応の内『巨大地震警戒時の事前避難』の検討手引き」参照。）

5 警備対策

県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点として、措置をとる。

- (1) 正確な情報の収集及び伝達
- (2) 不法事案等の予防及び取締り
- (3) 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導

6 水道、電気、ガス、通信、放送関係

(1) 水道

水道事業者等は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の措置をあらかじめ定め、後発地震に備えて必要な飲料水を供給する体制を確保する。

(2) 電気

電力事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の措置をあらかじめ定め、後発地震に備えて必要な電力を供給する体制を確保する。

(3) ガス

ガス事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の措置をあらかじめ定め、後発地震に備えて必要なガスを供給する体制を確保するものとする。

(4) 通信

通信事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の措置をあらかじめ定め、後発地震に備えて必要な体制を確保する。

(5) 放送

放送事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の措置をあらかじめ定め、後発地震に備えて必要な体制を確保する。

7 交通

(1) 道路

ア 県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運転者のとるべき行動の要領について、地域住民等に周知する。

イ 県（関係局）は道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報について、道路情報板等により道路利用者へ情報提供する。

(2) 鉄道

ア 鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合は安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応を行う。

イ 鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表される前の段階から、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運行規制等の情報について、情報提供に努める。

8 滞留旅客等に対する措置

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を定める。県においては、市が実施する対策等の結果生じる滞留旅客等に対する具体的な避難誘導、保護並びに食料等のあっせん、市が実施する活動との連携体制等、必要な措置を行う。

第3節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応

1 情報収集・連絡体制の整備

2 災害予防計画

県（防災安全局、関係局）は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容その他これらに関連する情報（以下「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等」という。）が発表された場合は、愛知県災害対策実施要綱に定めるところにより県災害対策本部（第2非常配備（準備強化体制））を設置する。また、市及び防災関係機関は、あらかじめ定められた必要な体制をとる。

2 後発地震に対して注意する体制を確保すべき期間

市及び県（防災安全局、関係局）は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する体制を確保する。

3 住民への周知・呼びかけ

市及び県（防災安全局、関係局）は、放送事業者等と連携し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民に密接に関係ある事項について周知する。また、地域住民等に対し、家具の固定、最寄りの避難所・避難場所の確認、家族との安否確認手段の取決め、家庭における備蓄の確認など、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。（参考：2「災害予防計画」第16章「防災訓練及び防災意識の向上」第2節「防災のための意識啓発・広報」及び3「災害応急対策計画」第2編第3章「災害情報の収集・伝達・広報」第3節「広報」）

（参考 南海トラフ地震に関連する情報）

- 南海トラフ地震に関連する情報は、「南海トラフ地震臨時情報」又は「南海トラフ地震関連解説情報」の情報名称で発表される。
- 「南海トラフ地震臨時情報」には、情報の受け手が防災対応をイメージし、適切に実施できるよう、防災対応等を示すキーワードが情報名に付記される。
- 「南海トラフ地震関連解説情報」では、「南海トラフ地震臨時情報」発表後の地震活動や地殻変動の状況等が発表される。また、「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における評価結果もこの情報で発表される。

「南海トラフ地震に関連する情報」の名称及び発表条件

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合

南海トラフ地震 関連解説情報	<p>○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合</p> <p>○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし、南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く）</p> <p>※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。</p>
-------------------	---

「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件

発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等 から5～30 分程度	調査中	<p>下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合</p> <p>○監視領域内^{※1}でマグニチュード6.8以上^{※2}の地震^{※3}が発生</p> <p>○1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測</p> <p>○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測</p>
地震発生等 から最短で 2時間程度	巨大地震警戒	○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード ^{※4} 8.0以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	<p>○監視領域内^{※1}において、モーメントマグニチュード^{※4}7.0以上の地震^{※3}が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く）</p> <p>○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合</p>
	調査終了	○（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

※1 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲

※2 モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始する

※3 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く

※4 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、モーメントマグニチュードを求めるには詳細な解析が必要で、その値が得られるまで若干時間を要する。そのため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている

